

令和7年8月6日(水)
13:30~16:30
於:名古屋税理士会ビル

「最近の改正を踏まえた法人税申告の留意点」

税 理 士 植 田 卓

主催:名古屋税理士会名古屋東支部

〈表紙うら〉

最近の改正を踏まえた法人税申告の留意点

2025. 8. 6

税理士 植田 卓

- 注1) 既に適用されている項目でも必要と思われるもの、及び、法律は成立しているものの未だ適用されていない項目についても掲載しています。
- 注2) タイトルの決算期は、1事業年度が12か月である場合を前提としており、1事業年度が12か月未満の場合は、()内の本来の適用開始時期で判断してください。
- 注3) 「3月末決算」のように「末」が表記されている場合は、3月31日に終了する事業年度だけが対象となり、3月30日以前に終了する事業年度は該当しません。
- 注4) 「4月決算」のように「末」が表記されていない場合は、4月末に限らず4月中に終了する事業年度はすべて対象になります。

I 令和3年4月決算（3年4月1日以後終了年度）から適用されている主な項目.....	6
1 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設	6
(1) 中小企業事業再編投資損失準備金の創設 3年度改正	6
2 課税売上割合に準ずる割合の承認手続の改善 3年度改正	8
II 令和4年4月決算（4年4月1日以後終了年度）から適用されている主な項目	9
1 平成21年～22年に取得した土地等の先行取得の特例の廃止 4年度改正	9
III 令和5年3月末決算（4年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目.....	10
1 みなし事業年度から事業年度の特例への改正 2年度改正	10
2 受取配当等の益金不算入における関連法人株式等・非支配目的株式等の判定方法と控除負債利子の計算方法の見直し 2年度改正	11
3 寄附金の損金算入限度額の計算における資本基準額の見直し 2年度改正	12
4 貸倒引当金の対象となる金銭債権の範囲の見直し 2年度改正	13
5 資産の譲渡に係る所得の特別控除額の総額限度の見直し 2年度改正	14
IV 令和5年4月決算（5年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目	15
1 中小企業投資促進税制の見直し 5年度改正	15
2 中小企業経営強化税制の見直し.....	18

(2) 各制度の相互関係	27
3 特定資産の買換えの場合等の課税の特例（買換範囲の縮小）	5年度改正 28
V 令和5年10月から適用される主な項目	31
1 一定の内国法人が受ける配当等に係る源泉徴収の不適用	4年度改正 31
2 免税事業者に対する適格請求書発行事業者の登録	4年度改正 33
3 免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合に納付税額を課税売上に対する消費税額等の2割とする経過措置	5年度改正 35
4 基準期間の課税売上高が1億円以下の場合等における少額インボイスの保存に係る経過措置	5年度改正 37
5 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満の場合の特例	5年度改正 39
6 適格請求書発行事業者登録制度	5年度改正 41
7 帳簿の記載事項の見直し等	6年度改正 42
VI 令和6年3月末決算（5年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目	43
1 研究開発税制（控除額）	5年度改正 43
(1) 一般の研究開発税制（大企業向けの研究開発税制）	43
(2) 中小企業技術基盤強化税制（中小企業者等向けの研究開発税制）	47
(3) 特別試験研究費に対する特例	49
2 研究開発税制（試験研究費の範囲）	5年度改正 51
VII 令和6年4月決算（6年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目	58
1 特定資産の買換えの場合等の課税の特例（適用要件の厳格化）	5年度改正 58
2 中小企業等事業再編投資損失準備金制度の拡大	6年度改正 63
3 交際費課税制度	6年度改正 65
VIII 令和6年10月決算（6年10月1日以後終了年度）から適用される主な項目	66
1 中小企業倒産防止共済に再加入した場合の損金算入の制限	6年度改正 66
IX 令和7年3月末決算（6年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目	68
1 賃上げ促進税制の見直し	6年度改正 68
X 令和7年4月決算（7年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目	74
1 中小企業投資促進税制（特別償却型）の延長	7年度改正 74
2 中小企業経営強化税制（即時償却型）の見直しと拡充	7年度改正 75
3 先端設備導入計画に基づいて取得する機械装置等に対する固定資産税等の軽減	7年度改正 78
4 リースに関する会計基準の適用に伴う対応	80
XI 令和8年3月末決算（7年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目	83

1 中小企業者等の法人税の軽減税率	7年度改正	83
2 企業版ふるさと納税制度の延長	7年度改正	84
3 事業税の外形標準課税	6年度改正	85
XII 令和9年3月末決算（8年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目		87
1 研究開発税制	6年度改正	87
2 防衛特別法人税の創設	7年度改正	88
XIII 資 料		91
1 税理士法<抄>		91

☆ 本レジュメは、著作権法に規定する著作物に該当します。本レジュメの全部または一部について、無断で利用されることはご遠慮ください。

☆ 本レジュメの内容は、発表者としての理解や考えをまとめたものであり、実務でご対応される場合は、ご自身で必ず法令等をご確認してください。

I 令和3年4月決算（3年4月1日以後終了年度）から適用されている主な項目

1 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

① 改正の背景と目的

中小企業の経営資源の集約化による事業の再構築などにより、生産性を向上させ、足腰を強くする仕組みを構築していくことが重要である。

このため、経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、中小企業の株式の取得後に簿外債務、偶発債務等が顕在化するリスクに備えるため、準備金を積み立てたときは、損金算入を認める措置を講ずる。

併せて、同計画に必要な事項を記載して認定を受けた中小企業は、新たな類型として中小企業経営強化税制の適用を可能とし、さらに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定を不要とすることにより、M&A後の積極的な投資や雇用の確保を促すこととする。

<税制改正大綱「令和3年度税制改正の基本的考え方」>

(1) 中小企業事業再編投資損失準備金の創設 **3年度改正**

措法56 措令32の3 措規21の2（中小企業事業再編投資損失準備金）

【産業競争力強化法の改正法の施行日（令和3年8月2日）から令和6年3月31日までの間に事業承継に係る経営力向上計画の認定を受けて他の法人の株式又は出資を購入した場合】

この制度は、令和6年度改正によって延長され、令和9年3月31日までに取得した株式等に適用が延長されます。なお、令和6年度改正において、一定の要件のもとに複数回のM&Aを実施した場合には、損金算入割合の拡大と取崩しまでの据置期間の延長が行われています。詳細は「令和6年4月決算（令和6年4月以後終了年度）から適用されている主な項目」をご覧ください。

① 改正の概要

イ 産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法による経営力向上計画（経営資源集約化措置（M&A）が記載されたものに限る。）の認定を受けた中小企業者であること。

ロ その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、

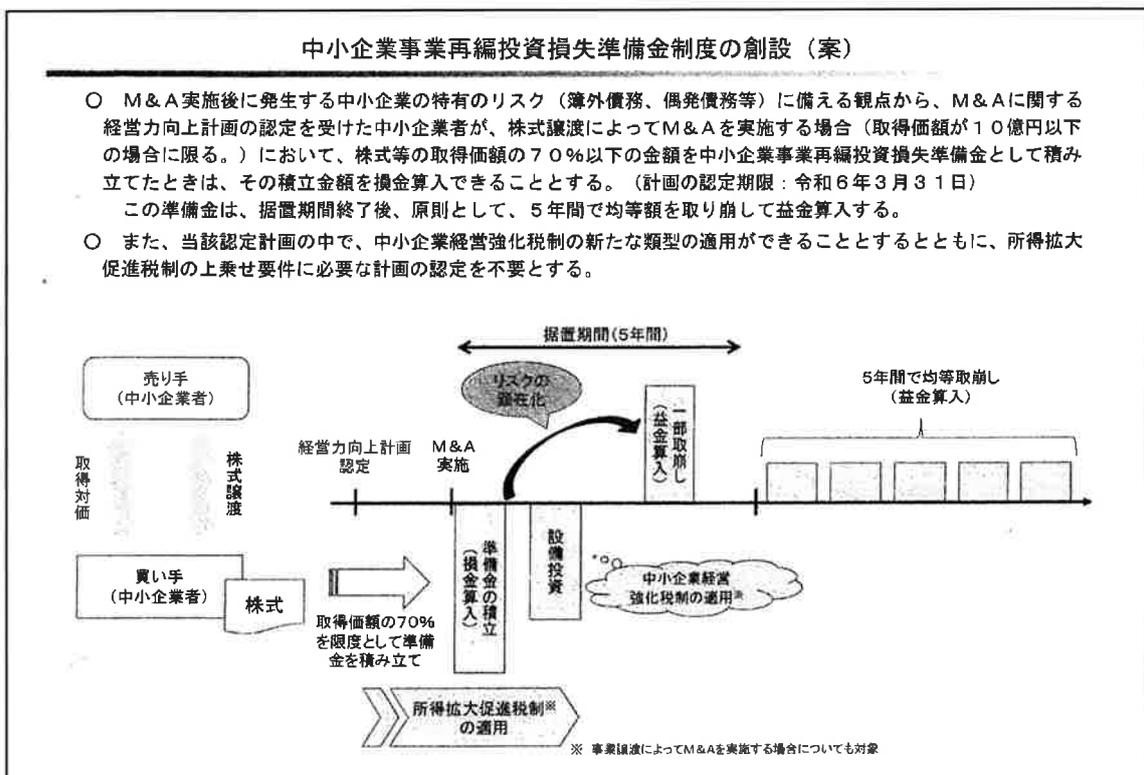
かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合であること。

ハ その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。

ニ その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる。

ホ その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩さなければならない。

ヘ 積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から、5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して益金算入する。



<自民党税制調査会配付資料より>

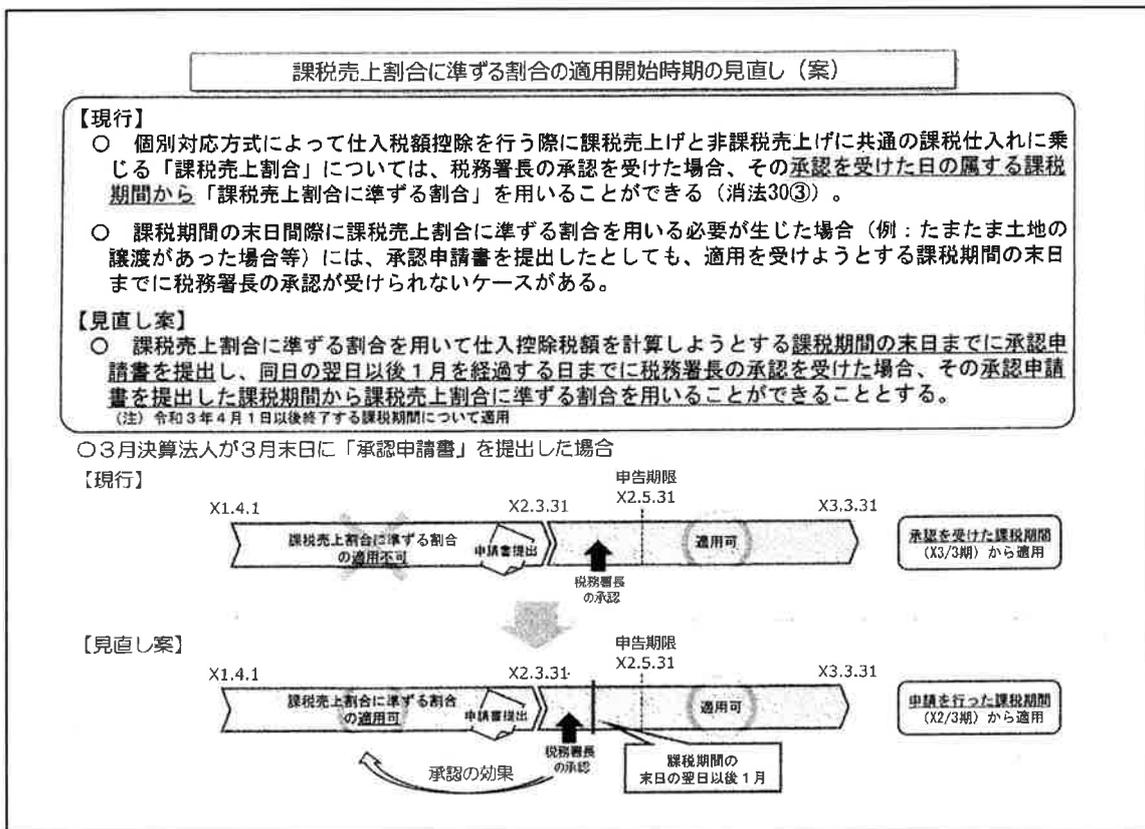
2 課税売上割合に準ずる割合の承認手続の改善

3 年度改正

【令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用】

① 改正の概要

イ 課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとされた。



<自民党税制調査会配付資料より>

II 令和4年4月決算(4年4月1日以後終了年度)から適用されている主な項目

1 平成21年～22年に取得した土地等の先行取得の特例の廃止 4年度改正

① 改正の概要

イ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例は、適用期限が到来したことによりため規定が削除された。

ロ 平成21年又は22年に取得した土地等を譲渡した場合の1,000万円の所得の特別控除(措法65の5の2)の規定は、今後も存在する。

ハ 所得税についても同様の規定がある(措法35の2)。

租税特別措置法

[特定の長期所有土地等の所得の特別控除] <抄>

第65条の5の2 法人(清算中の法人を除く。)が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。)で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間(その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の1月1日までの所有していた期間をいう。)が5年を超えるものの譲渡をした場合において、当該法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第65条の7から第65条の9まで又は第66条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と1,000万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

<第2項以下略>

Ⅲ 令和5年3月末決算（4年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目

1 みなし事業年度から事業年度の特例への改正 2年度改正

法法14

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の概要

イ 通算制度の導入に伴った改正で、通算制度の適用を受けない法人についても適用される。

ロ みなし事業年度とは、法人が解散をした場合や合併によって消滅する場合、清算中の法人の残余財産が確定した場合、通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度と異なる場合など、本来の事業年度とは異なる期間を用いて所得計算を行う必要がある場合に適用される。

ハ みなし事業年度の規定は、事業年度という期間を定めることから、「〇〇の日から〇〇の日まで」というように、期の始まりの日と終わりの日を特定するという形式で規定されている。

ニ 改正後の、事業年度の特例の規定は、事業年度が終了する日の特例として規定され、これに続く事業年度は、特例による終了の日の翌日から開始するとして規定されている。

② 留意点

イ この改正があっても、実質的な変更はないので、実務上の影響はないが、長年使われてきた「みなし事業年度」という用語が消えたことになる。

2 受取配当等の益金不算入における関連法人株式等・非支配目的株式等の判定方法と控除負債利子の計算方法の見直し 2年度改正

法法23

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の対象となる法人の範囲

イ 通算制度の導入に伴った改正で、通算制度の適用を受けない法人についても適用される。

② 関連法人株式等・被支配目的株式等の該当要件の見直し

イ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係にある法人全体として保有する株式数等により行うこととされた。

③ 関連法人株式等に係る益金不算入額の計算の見直し

イ 関連法人株式等とは、完全支配関係にある法人全体の保有株式数等の合計数が、3分の1超かつ100%未満で、原則として配当等の支払に係る基準日（通常は配当等を行う法人の事業年度末）以前6ヶ月間所有していた株式をいう。

ロ 関連法人株式等に係る益金不算入額は、受取配当等の額からその株式等の取得に係る支払利子等の額を控除した金額とされている。

ハ 株式等を取得するために要した支払利子控除額（負債利子等の額）について、従来は、年間の負債利子の総額を総資産の帳簿価額の平均額に占める関連法人株式等の帳簿価額の平均額の割合で案分して求めていたが、次のように計算が簡素化された。

関連法人株式等に係る配当等の額 × 4%

ただし（その事業年度中の支払利子等の額の合計額 × 10%）を限度とする。

3 寄附金の損金算入限度額の計算における資本基準額の見直し

2 年度改正

法法37

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の概要

- イ 通算制度の導入に伴った改正で、通算制度の適用を受けない法人についても適用される。
- ロ 寄附金の損金算入限度額の計算のうち、資本基準額について、従来は「資本金等の額」を対象に計算されていたが、改正後は貸借対照表に計上されている「資本金+資本準備金」の合計額を対象に計算することとされた。

② 留意点

- イ 資本金等の額は、減資、無償増資、資本の払戻し（資本剰余金の配当）、自己株式の取得、組織再編成、みなし配当事由による金銭等の交付があった場合等に、資本金額と異なることになる。
- ロ したがって、法人にこれらの事実がなく、資本準備金やその他資本剰余金も計上されていなければ、資本金等の額と資本金額とは一致しているはずであるので、その場合には改正による影響はない。

4 貸倒引当金の対象となる金銭債権の範囲の見直し 2年度改正

法法52

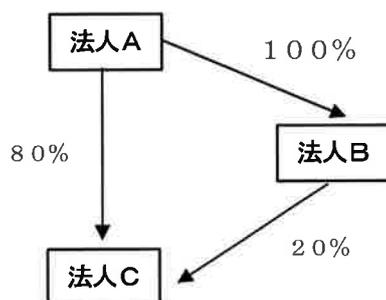
【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の概要

- イ 通算制度の導入に伴った改正で、通算制度の適用を受けない法人についても適用される。
- ロ 貸倒引当金の対象となる金銭債権の範囲から、完全支配関係がある他の法人に対する金銭債権が除外された。
- ハ この改正は、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金も、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金も、同様に適用される。
- ニ このため、完全支配関係がある法人を、あらかじめ抽出しておく必要がある。
- ホ 貸倒実績率を計算する際の令和4年3月31日までに開始する事業年度は、従来の数値を用いる。

② 留意点

- イ 完全支配関係がある法人の抽出は、100%親子会社のような場合は容易に把握できるが、次のような場合には、確実に把握できていないケースがあり得るので注意が必要である。
 - (イ) 兄弟会社のような法人相互の完全支配関係にある法人
 - (ロ) 複数の法人による間接支配によって完全支配関係が生じている法人
 - (ハ) 個人株主の親族などの同族関係者が完全支配している法人



法人Bと法人Cとの間には、完全支配関係があるか？

5 資産の譲渡に係る所得の特別控除額の総額限度の見直し

2年度改正

措法65の6

【令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の概要

- イ 通算制度の導入に伴った改正で、通算制度の適用を受けない法人についても適用される。
- ロ 収用換地等、特定土地区画整理事業等、特定住宅地造成事業等、農地保有の合理化によって資産を譲渡した場合、又は特定の長期所有土地等に該当する土地等を譲渡した場合には、所得の特別控除が認められているが、これらの制度を複数適用する場合でも、その控除額は最大で5,000万円を限度とする定額控除限度額の規定が従前から設けられている。
- ハ 完全支配関係のある法人がある場合に、これらの特別控除の規定の適用を受ける場合には、完全支配関係のある法人全体で、控除限度額が5,000万円とされた。

Ⅳ 令和5年4月決算（5年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目

1 中小企業投資促進税制の見直し **5年度改正**

措法42の6、措令27の6、措規20の3（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

【令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用】

令和7年度税制改正において適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用されています。。

① 改正の背景と目的

地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等により、収益環境の悪化が懸念されてもいる。雇用全体の7割を創出する中小企業において賃上げの機運を醸成していくためにも、その生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要である。

このため、中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長する。

あわせて、償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を創設する。本特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置とする。

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」>

② 改正の概要

イ 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された。

③ 制度の概要

項目	内容
特別控除額	取得価額×7%（資本金3,000万円以下の法人に限る） 注）法人税額の20%を限度
特別償却限度額	取得価額×30%（船舶については75%×30%）
対象法人	中小企業者（大規模法人に支配されるものを除く（※1））または農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの
適用期間	平成10年6月1日から令和7年3月31日までの期間（指定期間）内に取得または製作をして、指定事業の用に供した場合の、指定事業の用に供した日を含む事業年度
指定事業の範囲	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（※3）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、通信業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、サービス業（※4）（映画業以外の娯楽業を除く）で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除く。
資産の条件	イ その製作の後、事業の用に供されたことのないものであること（中古品でないこと） ロ 船舶を除き、貸付用のものでないこと
資産の種類と範囲	イ 機械及び装置 ロ 工具で、製品の品質管理の向上等に資するものとして次のもの （イ）測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） ハ ソフトウェアで、次のもの（システム仕様書その他の書類を含む） （イ）開発研究用のもの （ロ）サーバー用オペレーティングシステムで認証を受けた所定のもの （ハ）サーバー用仮想化ソフトウェアで所定のもの （ニ）データベース管理ソフトウェアで所定のもの （ホ）連携ソフトウェアで所定のもの （ヘ）不正アクセス防御ソフトウェアで所定のもの ニ 車両及び運搬具で、貨物運送に供される貨物用自動車で総重量3.5トン以上のもの ホ 一定の海上運送業の用に供される船舶
資産の規模	イ 機械及び装置については、1台または1基の取得価額が160万円以上 ロ 工具については、1台または1基の取得価額が120万円以上（1台30万円以上のもので、その事業年度において取得等をして指定事業の用に供したも

	のの合計額が120万円以上のものを含む。)
	ハ ソフトウェアについては、一のソフトウェアの取得価額が70万円以上(その事業年度において取得等をして指定事業の用に供したものの合計額が70万円以上のものを含む)
その他	イ 解散(合併による解散を除く)をした事業年度、清算中の事業年度は適用できない。 ロ 匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものは除かれる。

※1 次のいずれかに該当する場合は、中小企業者から除かれる。

イ 発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を同一の大規模法人(※2)に所有されている場合

ロ 発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を大規模法人(※2)に所有されている場合

※2 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人(資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人)をいう。

※3 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。

※4 指定事業におけるサービス業の範囲

日本標準産業分類の「大分類G・情報通信業」(通信業は既指定)、「小分類693 駐車場業」、「大分類L 学術研究 専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」(旅行業は既指定)、「大分類O 教育, 学習支援業」、「大分類P 医療, 福祉」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」、「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」に分類する事業が該当する(措通42の6-5)。

2 中小企業経営強化税制の見直し

措法42の12の4、措令27の12の4、措規20の9（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

【令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用】

令和7年度税制改正において、A類型とB類型が見直されるとともに、C類型が廃止された上で、適用期限が2年延長されています。令和7年4月1日以後に取得する資産については、「令和7年4月決算（令和7年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目」をご覧ください。

① 改正の概要

イ 特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された。

② 制度の概要

イ あらかじめ中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けておく必要がある。

ロ 確定申告書に特定経営力向上設備等に該当する旨の書類を添付する。

項目	内容
特別控除額	取得価額×10%（資本金3,000万円以下の法人） 取得価額×7%（資本金3,000万円超の法人） 注）いずれも法人税額の20%を限度（中小企業投資促進税制による控除を受けるときは、その控除残額を限度）
特別償却限度額	即時償却（取得価額－初年度の普通償却限度額）
対象法人	中小企業者（大規模法人に支配されるものを除く（※1））又は農業協同組合等、中小企業協同組合等で、青色申告書を提出するもの
適用対象資産	中小企業等経営強化法に基づき、法人の事業分野に係る主務大臣から認定を受けた経営力向上計画に記載された特定経営力向上設備であること。
対象資産の類型	A類型：生産性向上設備 生産性が旧モデル比平均1%以上向上することについて、工業会等の証明を受けた資産 B類型：収益力強化設備

	<p>投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備で、税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で、経済産業大臣の確認を受けた資産</p> <p>C類型：デジタル化設備<テレワーク促進設備></p> <p>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備で、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けた上で、経済産業大臣の確認を受けた資産</p> <p>D類型：経営資源集約化設備<M&A促進設備></p> <p>M&Aにより修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備で、税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で、経済産業大臣の確認を受けた資産</p>
適用期間	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間（指定期間）内に取得又は製作をして、指定事業の用に供した場合の、指定事業の用に供した日を含む事業年度
指定事業の範囲	中小企業投資促進税制における指定事業に該当すること。
資産の条件	<p>イ 生産等設備を構成するもの</p> <p>（注）事務用器具備品、本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。</p> <p>ロ 国内への投資であること</p> <p>ハ その製作の後、事業の用に供されたことのないものであること（中古品でないこと）</p> <p>ニ 貸付用のものでないこと</p>
資産の種類と範囲 (A類型の場合)	<p>イ 機械及び装置（※3）で、10年以内に販売が開始されたもの</p> <p>ロ 工具のうち測定工具及び検査工具で、5年以内に販売が開始されたもの</p> <p>ハ 器具及び備品（※4）で、6年以内に販売が開始されたもの</p> <p>ニ 建物附属設備（※5）で、14年以内に販売が開始されたもの</p> <p>ホ ソフトウェアのうち設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもので、5年以内に販売が開始されたもの</p>
資産の種類と範囲 (B～D類型の場合)	<p>イ 機械及び装置（※3）</p> <p>ロ 工具</p> <p>ハ 器具及び備品（※4）</p> <p>ニ 建物附属設備（※5）</p> <p>ホ ソフトウェア</p>
資産の規模	<p>イ 機械及び装置については、1台又は1基の取得価額が160万円以上</p> <p>ロ 工具、器具及び備品については、1台又は1基の取得価額が30万円以上</p> <p>ハ 建物附属設備については、取得価額が60万円以上</p>

	ニ ソフトウェアについては、一の取得価額が70万円以上 注) 圧縮記帳を行った場合は、圧縮後の金額が取得価額になる。
その他	イ 解散（合併による解散を除く）をした事業年度、清算中の事業年度は適用できない。

※1 次のいずれかに該当する場合は、中小企業者から除かれる。

イ 発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を同一の大規模法人（※2）に所有されている場合

ロ 発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を大規模法人（※2）に所有されている場合

※2 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人（資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人）をいう。

※3 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。

※4 医療機器で医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。

③ C類型<デジタル化設備>の追加について（令和2年度のコロナ対応改正）

イ 令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、業務のテレワーク等を推進するために、従来のA類型、B類型に加え、新たにC類型としてデジタル化設備が加えられた。

ロ デジタル化設備とは、遠隔操作、可視化、又は自動制御化に該当する投資計画を達成するために、経済産業局の確認を受けた上で作成された経営力向上計画に記載された設備をいう。

ハ 遠隔操作とは、デジタル技術を用いて遠隔操作をするもので、次のいずれかに該当するものをいう。

(イ) 事業を非対面で行うことができるようにすること

(ロ) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

ニ 可視化とは次に該当するものをいう。

(イ) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと

(ロ) (イ)のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること

(ハ) (イ)により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

ホ 自動制御化とは次に該当するものをいう。

(イ) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること

(ロ) (イ)の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化(※)するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいう。

へ 適用を受けるまでの手続は、投資計画について認定経営革新等支援機関の事前確認を受けた上で経済産業局の確認を受け、デジタル化設備が記載された経営力向上計画について、主務大臣の認定を受けることが必要とされる。

④ D類型<経営資源集約化設備>の追加について（令和3年度改正）

イ 中小企業におけるM&Aを推進する措置（中小企業の経営資源の集約化に資する税制）の一環として、特定経営力向上設備等の対象に、経営資源の集約化に必要な不可欠なものとして、計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が次のように上昇する設備が加えられた。

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3ポイント
4年	+2.5%	+0.4ポイント
5年	+3%	+0.5ポイント

(イ) 有形固定資産回転率は、次の計算式（売上高／有形固定資産）で求める。

$$\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産}}$$

(ロ) 修正ROAは、次の計算式によって求める。

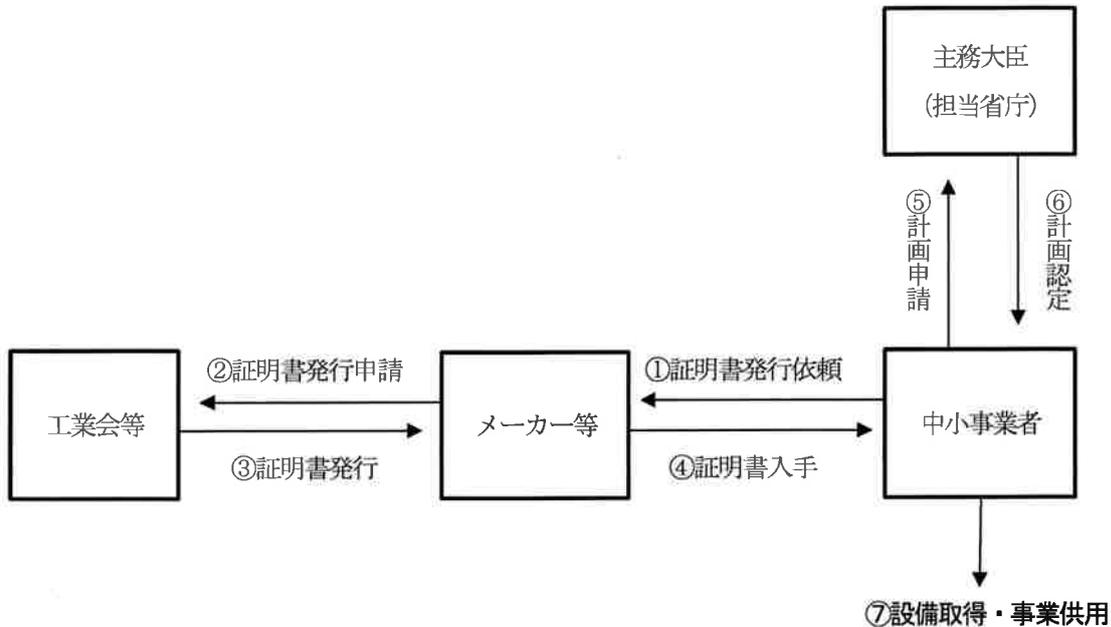
$$\frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産}}$$

ロ 適用を受けるまでの手続は、B類型と同様に、投資計画について税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で経済産業局の確認を受け、経営資源集約化設備が記載された経営力向上計画について、主務大臣の認定を受けることが必要とされる。

⑤ A類型の手続きの流れ

イ 工業会の証明書を取得して経営力向上計画を策定し、法人の業務を所掌する主務大臣の認定を受けてから設備を取得する。

ロ A類型の処理の流れ



⑥ B類型の手続きの流れ

イ 投資計画における投資利益率が5%以上であるかどうかについて、申請者から投資計画案の確認の依頼を受けた税理士又は公認会計士がチェックして事前確認書を発行し、これに対して所轄の経済産業局でその確認を受ける。

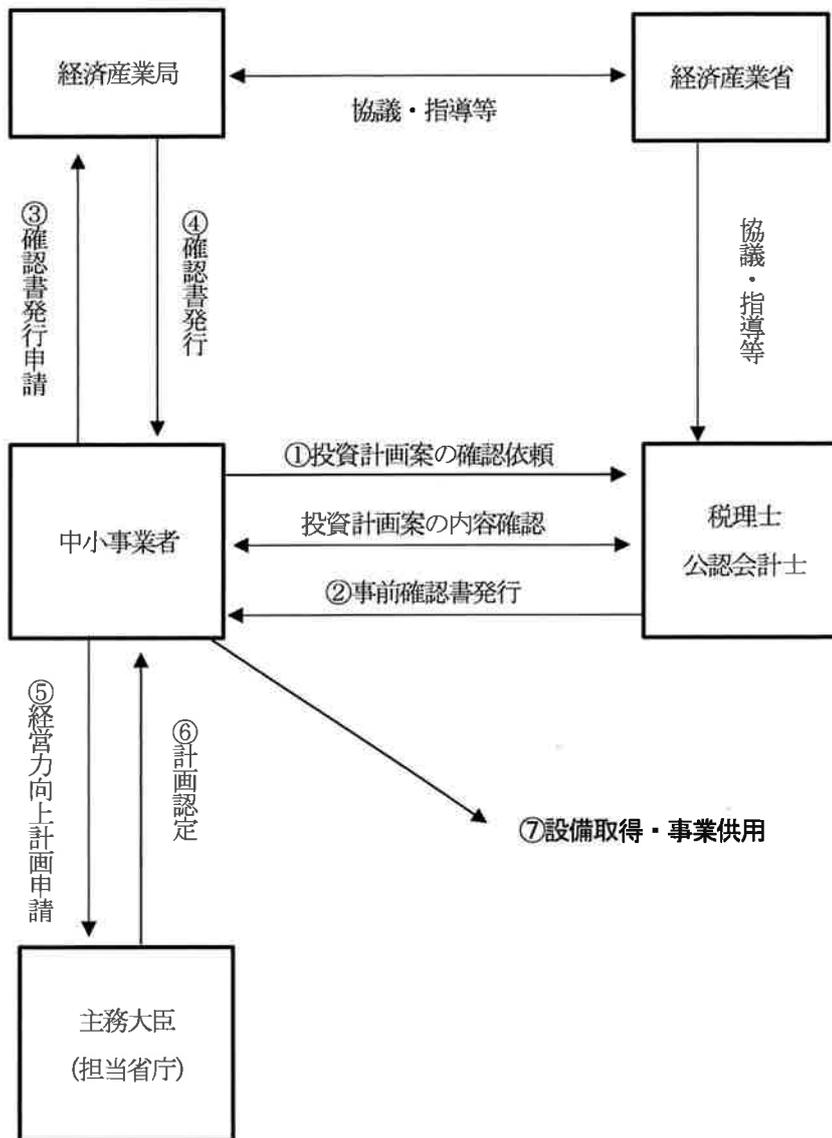
ロ 税理士又は公認会計士は、その法人に関与していない場合でも対応できる。

ハ 新たに設けようとする施設の地域を管轄する経済産業局で手続を行う。

ニ 経済産業局は、確認書発行のための期間として、1か月程度を見込んでいる。

ホ 経済産業局の確認を受けてから経営力向上計画を策定し、法人の業務を所掌する主務大臣の認定を受けてから設備を取得する。

イ B類型の処理の流れ

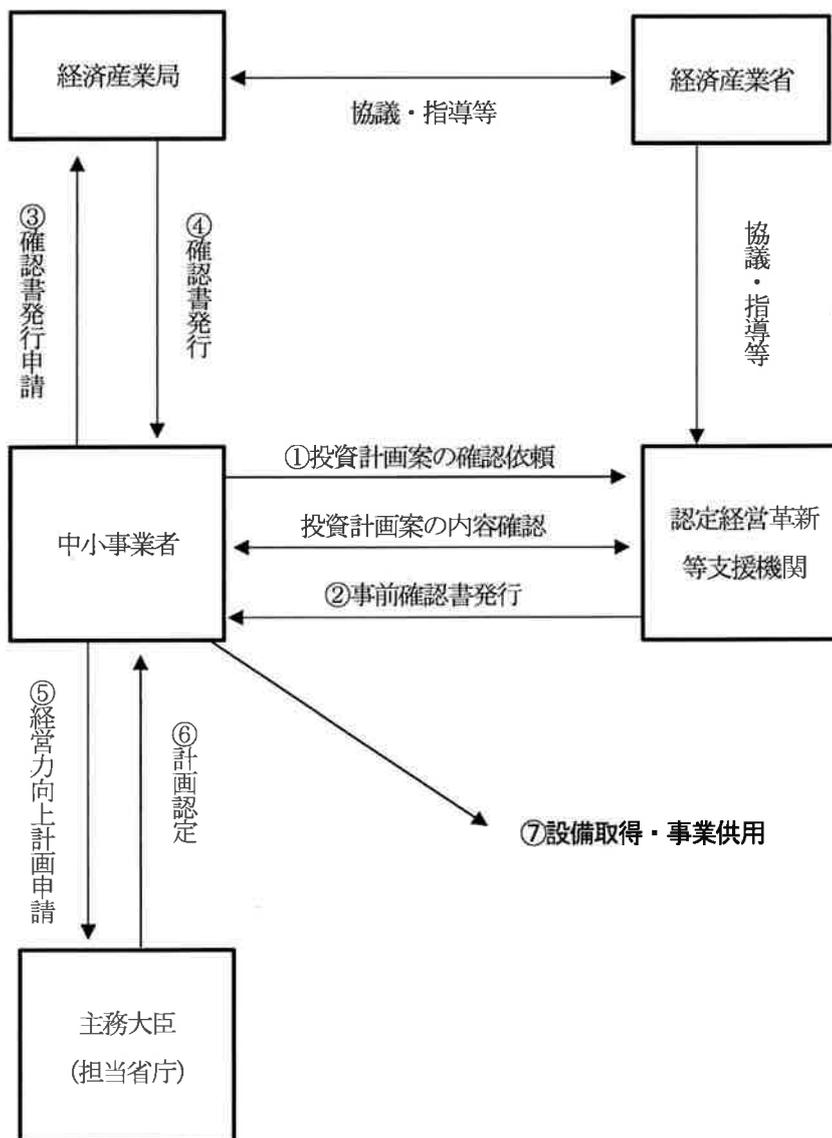


⑦ C類型の手続きの流れ

イ デジタル化設備に係る投資計画について認定経営革新等支援機関の事前確認を受けた上で経済産業局の確認を受ける。

ロ 経済産業局の確認を受けてから経営力向上計画を策定し、法人の業務を所掌する主務大臣の認定を受けてから設備を取得する。

ハ C類型の処理の流れ



⑧ D類型の手続きの流れ

イ B類型と同様に、投資計画について税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で経済産業局の確認を受け、経営資源集約化設備が記載された経営力向上計画について、主務大臣の認定を受ける。

⑨ 経営力向上計画に係る認定申請書の記載の流れ

イ 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認する。



ロ 事業分野に対応する「事業分野別指針」を確認する



ハ 事業分野別指針を踏まえて経営力向上計画を策定する。

⑩ 事業分野別指針とは

イ 事業分野ごとに、経営力向上に関する指針がまとめられており、中小企業における現状認識、課題、経営力向上の実施方法などがまとめられている。

ロ 事業分野別指針は、製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送業、船舶産業、自動車整備、建設業、有線テレビジョン放送業、電気通信、不動産業、地上基幹放送分野、石油卸売業・燃料小売業、旅客自動車運送事業、職業紹介事業・労働者派遣事業分野、学習塾業分野、農業分野が公表されている。(令和6年3月現在)

ハ 事業分野別指針が策定されていない事業分野については、「基本方針」に記載されている「経営力向上の定義及び内容に関する事項」と「経営力向上の実施方法に関する事項」を踏まえて、経営力向上計画を策定する。

ニ 事業分野別指針や基本方針は、中小企業庁のホームページからダウンロードできる。

⑪ 経営力向上計画の申請

イ 経営力向上計画の申請は、原則として電子申請で「経営力向上計画プラットホーム」から行う。

ロ 紙ベースによる経営力向上計画の申請書は、中小企業庁のホームページにおいてWord形式によって提供されており、ここからダウンロードして作成する。

ハ 経営力向上計画の申請書の記載例は、次の業種が中小企業庁のホームページで公開されている。(令和6年3月現在)

農業、酪農、建設業・建設関連業、製造業、食料品製造業、船舶産業、電気通信、地上基幹放送分野、有線テレビジョン放送業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送業、小売業、卸売業、石油卸売業・燃料小売業、不動産業、旅館、外食、中食、医療(病院)、医療(診療所等)、保育、介護、障害福祉、自動車整備、職業紹介事業・労働者派遣事業、学習塾事業

⑫ 各種資料の入手方法

イ 中小企業庁のホームページから入手することができる。

ロ 中小企業庁ホームページを開いた直後の画面

中小企業庁

本文△ サイトマップ English 文字サイズ 標準 大

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索 Q

中小企業庁について 審議会・研究会 白書・統計 政策について 申請・お問合せ

重要なお知らせ 令和7年3月4日
▶ 令和6年能登半島災害(地震、大雨)に伴う支援両情報等ははこちらです

キーワードから探す

Googleカスタム検索 検索 Q

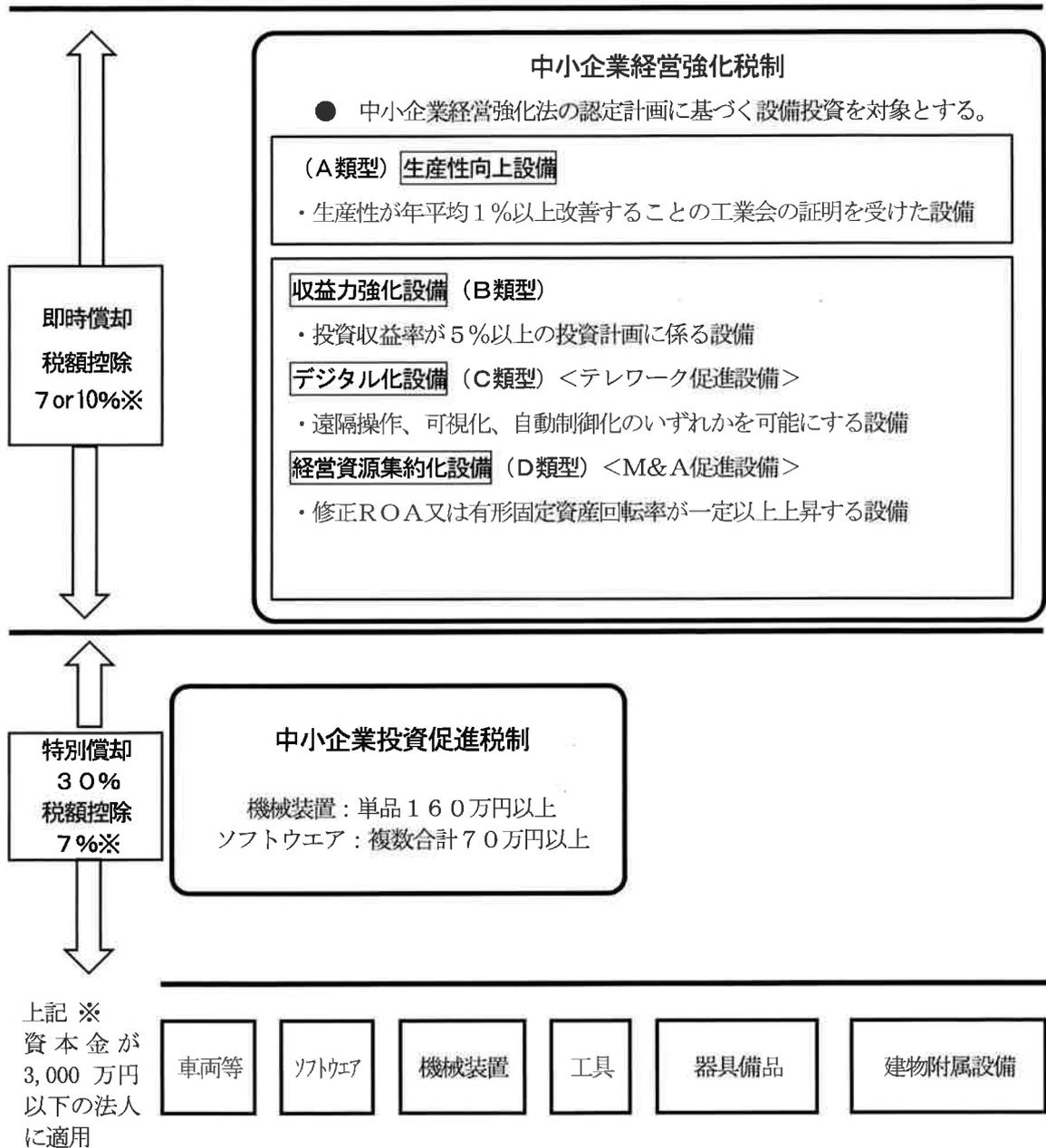
おすすめキーワード
以下のキーワードをクリックしていただくと、関連するページにご案内いたします。

支援策ナラシ R6FY補正・R7FY当初予算 中小企業の定義 省力化補助金 能登半島(地震・大雨)支援策
支援策 メニュー 中小企業 補助金 補助金 公募中 事業再構築補助金 小規模企業 支援策 セーフティネット保証
再生支援 事業承継 支援策 価格転嫁・下請取引適正化対策 価格交渉促進月間 賃上げ促進税制 経営力強化法 支援策
中小企業診断士 事業継続力強化計画 フリーランス

※ は外部サイトにリンクします。

ハ キーワードの「経営力強化法支援策」をクリックすると資料を入手できる。

(2) 各制度の相互関係



<経済産業省資料を元に作成>

3 特定資産の買換えの場合等の課税の特例（買換範囲の縮小）

5 年度改正

措法65の7①（特定資産の買換えの場合の課税の特例）

【令和5年4月1日以後に譲渡する資産から適用】

① 改正の概要

イ 既成市街地等の内から外への買換えが、適用対象から除外された。

ロ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の、第二種区域となった区域内にある資産が除外された。

ハ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（改正前：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（改正前：70%）に引き下げられた。

ニ 改正後の買換対象の範囲（措法65の7①）

譲渡資産	買換資産
<p>二 次に掲げる区域（イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除くされるもの）、建物（その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。）又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの</p> <p>イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区 同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同</p>	<p>上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域内にあるものに限る。）</p>

<p>条第一項の規定により補償金を取得する場合</p> <p>ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合</p> <p>ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合</p>	
<p><u>二 次に掲げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。)内にある土地等、建物又は構築物</u></p> <p><u>イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地</u></p> <p><u>ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域</u></p> <p><u>ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域</u></p> <p><u>ニ イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域</u></p>	<p>既成市街地等内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)</p>
<p><u>三 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間(その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)</u>が十年を超えるもの</p>	<p>国内にある土地等(事務所、事業所その他の政令で定める施設(以下この号において「特定施設」という。)の敷地の用に供されるもの(当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。))又は駐車場の用に供されるもの(建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。))で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。)、建物又は構築物</p>

<p>四 船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。)の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。)のうち進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)</p>	<p>船舶(政令で定めるものに限る。)</p>
--	-------------------------

ホ 長期所有の土地、建物、構築物からの買換えについて、所有期間が10年を超えていることの判定基準が、正味の所有期間ではなく、譲渡年の1月1日における所有期間の判定に改正された。

V 令和5年10月から適用される主な項目

1 一定の内国法人が受ける配当等に係る源泉徴収の不適用

4 年度改正

【令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等に適用】

① 改正の概要

イ 次のいずれかに該当する株式等に係る配当等については、所得税を課さないこととし源泉徴収が不要とされる。

(イ) 完全子法人株式等に該当する株式等（配当等の計算期間を通じて完全支配関係がある株式等をいう。）

(ロ) 配当等の支払に係る基準日において、名義人として直接保有する株式等の総株数に対する割合が3分の1超である株式等

ロ 上記(ロ)の株式は、受取配当等の益金不算入制度における関連法人株式等と近いが、関連法人株式等とは、完全支配関係にあるグループ全体で保有する株式等の、総株数に対する割合が3分の1超かつ100%未満である株式等で、配当等の支払に係る基準日の前6か月間を引き続き有している株式等をいう（法令22の3）。

ハ この違いは、配当等を支払う側が、関連法人株式等に該当するかどうかを短期間のうちに判断するのは困難な場合があることを考慮したものである。

ニ 令和元年度決算検査報告（会計検査院）＜抄＞

源泉徴収制度は、所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から設けられたものであり、申告納税制度を前提とした場合の所得税又は法人税の前払的性質を持ち、原則として個人又は法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっているものである。一方、原則として全額が益金不算入の対象となり法人税が課されないこととなっている完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行って、税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、所得税額控除の適用による源泉所得税の精算に伴い、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じやすい状況となっていると史料される。

上記を踏まえて検査したところ、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還

付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況となっていた。このような状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される。

ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、配当等に対する源泉徴収制度の在り方について、引き続き、様々な観点から効率性、有効性等を高める検討を行っていくことが肝要である。

2 免税事業者に対する適格請求書発行事業者の登録 4 年度改正

【令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に適用】

① 改正の概要

- イ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をする際に、課税期間の途中から課税事業者になれる経過措置について、免税事業者からの仕入に対して80%又は50%の仕入税額控除が認められる期間中に適用できるよう、その経過措置の期間が6年延長された。
- ロ 免税事業者が適格請求書等を発行するためには、本来、課税事業者の選択をした上で、適格請求書発行事業者として登録を受けなければならない。
- ハ 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間において登録の申請を行うと、経過措置によって課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録日から課税事業者になる。
- ニ したがって、経過措置の適用により、同一の課税期間において、免税事業者である期間と課税事業者である期間が存在することになる。
- ホ 令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎると、経過措置の適用が受けられず、まず課税事業者になったうえで適格請求書発行事業者としての登録を行う必要がある。
- ヘ 課税事業者になるためには、その課税期間の前課税期間中に課税事業者選択届出書を提出しなければならず、その課税期間の初日から適格請求書発行事業者になるためには、その初日の1か月前までに登録申請書を提出しなければならない。
- ト 令和5年10月1日以後は、課税事業者は免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除を受けることができないが、経過措置により、令和8年9月末日までの課税仕入れについては80%の控除が認められ、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れについては50%の控除が認められる。
- チ この経過措置が設けられた趣旨は、適格請求書等保存方式が実施された後も、免税事業者が取引から直ちに排除されることを避けつつ、併せて、免税事業者に対しても適格請求書発行事業者を選択しようとする意思を醸成するためと解される。

リ したがってこの経過措置が適用されている間は、免税事業者に対して、令和5年10月1日の属する課税期間の後も、課税期間の途中から適格請求書発行事業者として登録できるようにしておく方が望ましいと考えられる。

ヌ そこで、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者になることができることとされる。

3 免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合に納付税額を課税売上に対する消費税額等の2割とする経過措置 5年改正

平28年改正法附則51の2①②

【令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に適用】

① 改正の概要

イ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に適用されるので、3期間（9月末日決算の場合）又は4期間の経過措置とされる。

ロ 免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、次のいずれかにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者が対象とされる。

(イ) 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと

(ロ) 課税事業者選択届出書を提出したこと

ハ 次に該当する事業者は、この制度の対象にならない。

(イ)	インボイス制度の施行前（令和5年10月1日前）から、課税事業者選択届出書の提出によって引き続き事業者免税点制度の適用を受けられない場合の、令和5年10月1日を含む課税期間 例：個人事業者が令和4年に課税事業者選択届出書を提出した場合は、令和5年1月1日から、すなわちインボイス制度施行前から引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないので、この制度は適用できない。
(ロ)	基準期間の課税売上高が1,000万円を越えるために事業者免税点制度の適用を受けられない場合 例：個人事業者について、令和5年中の課税売上高が1,000万円を超えると、令和7年はこの制度の適用を受けられない。
(ハ)	課税期間の特例すなわち課税期間を3か月ごとや1か月ごととする特例の適用を受ける場合
(ニ)	その他、適格請求書発行事業者の登録をしなくても、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合（例：資本金1千万円以上の新設法人など）

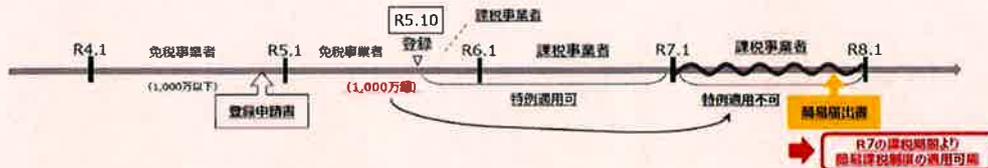
ニ この特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められることになる。

【簡易課税制度への移行措置について】

解説④

- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

○ 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



○ 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



<財務省令和5年度税制改正資料より>

4 基準期間の課税売上高が1億円以下の場合等における少額インボイスの保存に係る経過措置 **5年改正**

平28年改正法附則53の2、令附則24の2①

【令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れに適用】

① 改正の概要

イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その支払対価の額が、税込1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認め、インボイスの保存を不要とする経過措置が講じられる。

ロ インボイスの保存が不要ということは、インボイスの有無にこだわらないことを意味し、免税事業者からの仕入れも同様に控除できることになる。

ハ 帳簿に記載すべき一定事項とは、次のとおりとされる。

- (イ) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- (ロ) 課税仕入れを行った年月日
- (ハ) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び軽減対象に該当する旨
- (ニ) 課税仕入れに係る支払対価（税込）の額

ニ 上記(ハ)により、軽減対象であるかどうかの区別は必要とされる。

ホ 支払対価の額の基準は、1万円以下ではなく、1万円未満である点に要注意。

ヘ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者に適用される。

ト 特定期間とは、次のいずれかの期間をいう（消法9の2④）。

- (イ) 個人事業者……その年の前年1月1日から6月30日までの期間
- (ロ) 法人事業者……その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間

チ 特定期間の課税売上高の判定に代えて、給与支払額の合計による判定は適用できない。

リ 少額特例に該当するかどうかは、1回の取引における金額で判断し、内訳の商品ごとではない。

ヌ 対象となる期間の範囲は、課税仕入れが行われる日であり、課税期間の単位ではない。

ル 月単位による役務提供の場合は、月単位の額が1回の取引になる。

5 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満の場合の特例 **5年改正**

【令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について行う売上げに係る対価の返還等に適用】

① 改正の概要

イ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除される。

ロ この対応により、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担が軽減される。

② 参考

条 件

決済すべき金額 100,000円

振込手数料 1,100円（うち消費税額100円）

買手側は100,000円から振込手数料を差し引いて売手側に支払った。

売手側は金融機関に対して振込手数料を負担する手続きは行っていない。

イ 従来の一般的な処理

(イ) 買手側

買掛金 100,000円 / 現預金 100,000円

(ロ) 売手側

現預金 98,900円 / 売掛金 100,000円

振込手数料 1,000円

仮払消費税 100円

ロ 正式な処理（振込手数料相当額を値引として処理）

(イ) 買手側

買掛金 1,100円 / 仕入値引 1,000円
仮払消費税 100円（仕入対価の返還）

買掛金 98,900円 / 現預金 98,900円

振込手数料 1,000円 / 現預金 1,100円

仮払消費税 100円

(ロ) 売手側

売上値引 1,000円 / 売掛金 1,100円

仮受消費税 100円 (売上対価の返還) (※)

※ 本来なら返還インボイスの発行を必要とする。

現預金 98,900円 / 売掛金 98,900円

注) 売手は、振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等として処理することは認められる。(財務省「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」問18) 令5.1.20)

→ 支払手数料に対する消費税コードは「売上対価の返還」になり、消費税は仮受消費税になる。

6 適格請求書発行事業者登録制度 5年改正

消令70の2

① 改正の概要

- イ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前（改正前1月）の日までに登録申請書を提出しなければならないこととされる。

- ロ 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前（改正前30日）の日までに届出書を提出しなければならないこととされる。

- ハ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされる。

- ニ 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、その申請期限（令和5年3月31日）までに提出することについて困難な事情がある場合には、その後に提出することが認められるが、その登録申請書に困難な事情についての記載がなくても、運営上改めて求めないものとされる。

7 帳簿の記載事項の見直し等 6 年度改正

【令和5年10月1日以後の課税仕入から適用】

① 改正の概要

(10) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

(注) 上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

(11) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8）を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。

＜令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）＞

消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等（案）

① 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用は、一定の帳簿と請求書等の保存が要件とされているが、一定の取引については、帳簿に①課税仕入れの相手方の住所・所在地と②特例対象である旨の記載をすることで、請求書等の保存がなくても仕入税額控除を可能とする特例が設けられている。

本特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載を不要とする。

② 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化を図る。具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税額等は生じないが、簡易課税適用者は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえて、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10（108分の8）相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の所要の見直しを行う。

(注) 2 割特例適用者も同様の取扱いとする。

(1) 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

「帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項」

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ・ 対価の額
 - ・ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地
（開税庁風宣が相定するものについては、住所等の記載は不要）
 - ・ 特例の対象となる旨

（見直し案）

自販機や証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）について、住所等の記載を不要とする。

(2) 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

免税事業者から110万円の車両を仕入れた場合

【仕訳（原則）】

車両 110万円 / 現金110万円

※ この仕訳を行うためには、仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要がある。

継続適用を要件に以下の仕訳にできることとする。

【仕訳】

車両 100万円 / 現金110万円
仮払消費税額等 10万円

※ 仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要なし
（インボイス導入前と同様の取扱い）

6

＜令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より＞

VI 令和6年3月末決算（5年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目

1 研究開発税制（控除額） 5年度改正

措法42の4 措令27の4 措規20（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）
【令和5年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

注) この項については、改正点だけでなく、全般的な解説をしています。

① 改正の背景と目的

研究開発投資は、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉であり、高い外部効果を有することが期待される一方、企業にとっては成果が得られるとは限らない不確実性を伴う。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「成長と分配の好循環」を拡大していく上で、極めて重要な意味を持つ。

米国や中国の企業が研究開発投資を大きく伸ばす中、わが国企業の研究開発投資は近年伸び悩んでおり、国際競争力の維持向上のためにも、その増加を促していかなければならない。

研究開発税制において、投資を増加させるインセンティブを更に強化する。現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行う。控除額が上限に達した企業に対してもインセンティブが機能することを期待し、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入する。

研究開発の質を高める観点からは、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題である。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大する。博士号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設する。

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」>

(1) 一般の研究開発税制（大企業向けの研究開発税制）

① 控除割合

イ 増減試験研究費割合によって控除割合が変化する（措法42の4①）。

ロ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、以下の控除割合とされる。

ハ 増減試験研究費割合が12%超の場合（小数点3位未満切捨、以下同じ）

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(イ) 最高は14%とされる。

ニ 増減試験研究費割合が12%以下の場合

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

(イ) 最低は1%とされる。

ホ 設立事業年度又は比較試験研究費がゼロの場合 8.5%

ヘ 増減試験研究費割合とは次の割合をいう（措法42の4⑬三）。

$$\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$

(イ) 増減試験研究費の額とは、次の計算による金額をいう（措法42の4⑬三）。

$$\text{適用年度の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}$$

(ロ) (イ)の計算結果がマイナスの場合はマイナスを認識する。

(ハ) 比較試験研究費の額とは、前3年以内に開始した各事業年度における試験研究費の平均額をいう（措法42の4⑬五）。

ト 増減試験研究費割合による控除率の変化

令和5年4月1日以後に開始する事業年度	
(増減試験研究費割合)	(控除率)
18.7% ……………	14% (最高)
15% ……………	12.625%
12% ……………	11.5%
10% ……………	11.0%
7.5% ……………	10.375%
5% ……………	9.75%

0%	8.5%
△5%	7.25%
△10%	6%
△20%	3.5%
△30%	1% (最低)

チ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、試験研究費割合が10%を超える場合は、上記の控除率に次の控除増率を乗じた額を加える（措法42の2②二）。

$$\text{控除増率} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (10\% \text{を限度とする。})$$

(イ) 試験研究費割合とは、次の割合をいう（措法42の4⑯六）。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(ロ) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう（措法42の2⑯十三）。

② 法人税額による控除限度額

イ 原則

(イ) 法人税額の25%を限度とする（措法42の4①）。

ロ 増減試験研究費割合による調整

(イ) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、次によって計算した金額を25%から加減算する（措法42の4③二）。

i 増減試験研究費割合が4%を超える場合

超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算する。

ii 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合

下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する。

(ロ) 増減試験研究費割合による控除上限率の変化

(増減試験研究費割合)	(控除限度率)
12%以上 30% (上限)
10% 28.75%

4%	25%
0%	25%
△4%	25%
△10%	21.25%
△12%以下	20% (下限)

ハ 一定のベンチャー企業に対する特例

- (イ) 法人税額の40%を限度とする（措法42の4③一）。
- (ロ) 一定のベンチャー企業とは、設立後10年以内の法人で、当期において翌期繰越欠損金を有するものをいう（大法人の子会社等を除く）。

ニ 試験研究費割合が10%を超える場合

- (イ) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度は、次のとおりとされる（措法42の4③二）。
- (ロ) 上記の割合に、次の割合を加える。
 $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （10%を限度とする。）
- (ハ) 試験研究費割合とは、次の割合をいう（措法42の4⑨六）。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

- (ニ) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう（措法42の2⑯十三）。
- (ホ) 試験研究費割合による控除率の変化（一定のベンチャー企業以外の場合）

(試験研究費割合)	(控除率)
15% 35% (最高)
12.5% 30%
10% 25% (本来の限度額)

注) コロナ特例による「売上が減少したにもかかわらず試験研究費を増加させた場合」の特例は期限到来とともに廃止された。

(2) 中小企業技術基盤強化税制（中小企業者等向けの研究開発税制）

① 対象法人の範囲

イ 次の法人については、中小企業技術基盤強化税制が適用される（措法42の4④）。

- (イ) 中小企業者（適用外事業者を除く。）
- (ロ) 農業協同組合等

ロ 中小企業者とは、資本金額が1億円以下の法人で、次のいずれにも該当しない法人をいう（措法42の4⑦七、措令27の4②）。

- (イ) 発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有している場合。
- (ロ) 発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大規模法人が所有している場合。

ハ 資本又は出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が千人以下の法人をいう。

ニ 適用対象外事業者とは、前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）について、次の金額が15億円を超える法人をいう（措法42の4⑧八）。

$$\frac{\text{基準年度の所得金額の合計}}{\text{基準年度の月数}} \times 12$$

② 控除割合

イ 控除割合は原則として12%とされる（措法42の4④）。

ロ ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、増減試験研究費割合が12%超の場合の控除率は、次のとおりとされる（小数点3位未満切捨）（措法42の4⑤）。

$$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(イ) 最高割合は17%とされる。

(ロ) 増減試験研究費割合とは次の割合をいう（措法42の4⑧三）。

$$\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$

ハ 増減試験研究費の額とは、次の計算による金額をいう（措法42の4⑧三）。

$$\text{適用年度の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}$$

ニ 比較試験研究費の額とは、前3年以内に開始した各事業年度における試験研究費の平均額をいう（措法42の4⑯五）。

ホ 増減試験研究費割合による控除率の変化

令和5年4月1日以後に開始する事業年度	
(増減試験研究費割合)	(控除率)
25.4% ……………	17% (最高)
20% ……………	15%
15% ……………	13.125%
12% ……………	12% (最低)

ヘ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、試験研究費割合が10%を超える場合は、上記の控除率に次の控除増率を乗じた額を加える（措法42の2⑵二）。

$$\text{控除増率} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (10\% \text{を限度とする。})$$

(イ) 試験研究費割合とは、次の割合をいう（措法42の4⑯六）。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(ロ) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう（措法42の2⑯十三）。

③ 法人税額による控除限度額

イ 原則

(イ) 法人税額の25%を限度とする（措法42の4④）。

ロ 増減試験研究費割合が12%を超える場合

(イ) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、増減試験研究費割合が12%を超える場合は、法人税額の10%を上乗せし35%が限度になる（措法42の4⑥一）。

ハ 試験研究費割合が10%を超え、かつ増減試験研究費割合が12%以下の場合

(イ) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度は、次のとおりとされる（措法42の2⑥二）。

(ロ) 上記の割合に、次の割合を加える。

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （10%を限度とする。）

(ハ) 試験研究費割合とは、次の割合をいう（措法42の4⑯六）。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(ニ) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう（措法42の2⑯十三）。

注) コロナ特例による「売上が減少したにもかかわらず試験研究費を増加させた場合」の特例は期限到来とともに廃止された。

④ 住民税額からの控除

イ 中小企業技術基盤強化税制は、法人住民税にも適用される。

ロ 具体的には、中小企業技術基盤強化税制の適用を受けた後の法人税額が、法人住民税の法人税割の課税標準になる。

(3) 特別試験研究費に対する特例

イ 特別試験研究費の内容に応じて、20%、25%、30%を控除率とする。

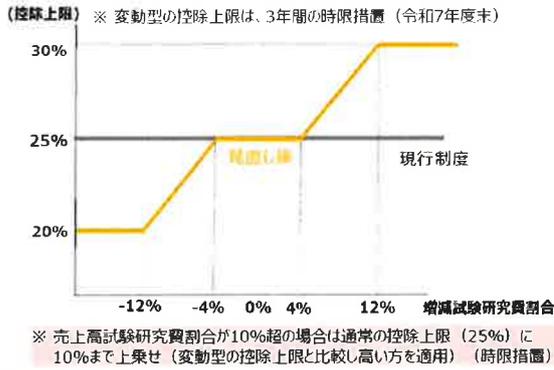
ロ 特別試験研究費とは、国や民間の研究機関等や大学との共同又は委託研究等をいう。

ハ 一般試験研究費とは別枠で法人税額の10%を限度とする。

(2-2) 一般型のインセンティブ強化 ①控除上限の見直し②控除率の見直し

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、**試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、控除率の傾きを見直す**(コロナ特例については期限通り廃止)。
- また、**時限措置(控除率の上限上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)**について、**適用期限を3年間延長**。

①控除上限のインセンティブ強化



【時限措置の延長】

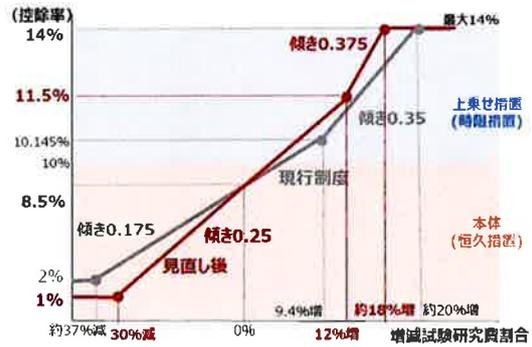
- (1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**
- (2)売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**

【参考】増減試験研究費割合

増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費(*)の額を減算した金額)の比較試験研究費に対する割合。
 ※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。

20

②控除率のインセンティブ強化



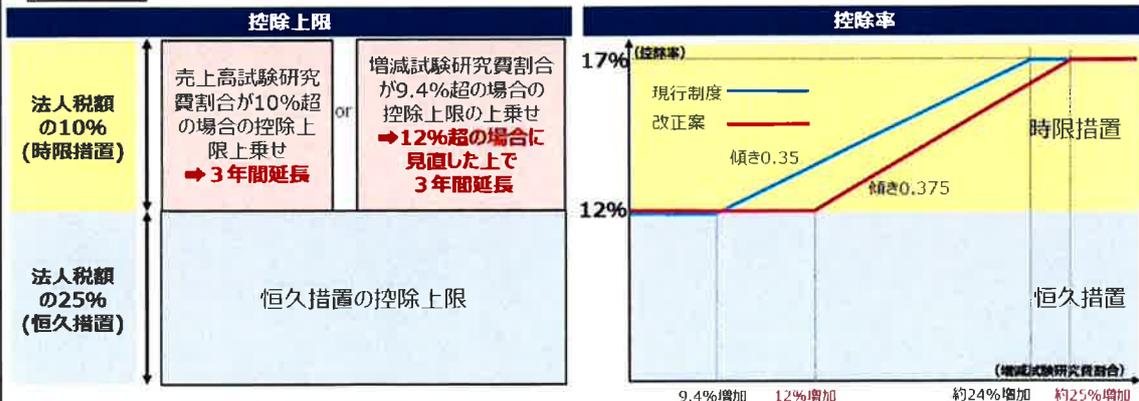
<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

(3-6) 中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税)

拡充・延長

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、**増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直した上で、時限措置の3年間の延長を行う**(コロナ特例については期限通りに廃止)。
- また、**スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進**するため、**オープンイノベーション型の見直しや、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲を見直す**。

改正概要 【適用期限(時限措置): 令和7年度末まで】



その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し(サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザイン的设计・試作は対象外)

47

<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

2 研究開発税制（試験研究費の範囲）

5 年度改正

【令和5年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の概要

- イ サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とされる。
- ロ 性能向上を目的としないことが明らかな、デザインに関する設計及び試作に要する費用が除外される。

② 一般的な試験研究費（いわゆる「ものづくり」に対する試験研究費）

- イ 試験研究費の額とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究で、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うために要する費用で、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になる（措法42の4⑱一イ(1)、措令27の4⑤）
 - (イ) 試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費
 - (ロ) 他の者に委託して試験研究を行う法人が、委託を受けた者に支払う費用。なお、他の者には人格のない社団等も含まれる。
 - (ハ) 技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用

技術研究組合法<抄>（昭和36年5月6日法律第81号）

（目的）

第一条 この法律は、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等について定めることを目的とする。

（組合員の資格）

第五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

2 組合は、定款で定めるところにより、前項に規定する者のほか、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、産業技術力強化法第二条第三項に規定する産業技術研究法人その他政令で定める者を組合員とすることができる。

第二章 事業

第六条 組合は、次の事業を行うことができる。

- 一 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。
- 二 組合員に対する技術指導を行うこと。
- 三 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- 四 前三号の事業に附帯する事業

(費用の賦課)

第九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。ただし、定款で定めるところにより、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

ロ 試験研究費に充てるために、他の者から支払を受ける金額がある場合は、その金額を除く（措法42の4⑯一、措通42の4(2)一1）。

ハ 売上原価その他の原価の額（法法22③一）に算入されるものを除く（措法42の4⑯一イ）。

ニ 試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創作的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいう（措通42の4(1)一1前段）。

ホ 新製品の製造や新技術の改良、考案、発明に限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案、発明に係るものも対象になる（措通42の4(1)一1後段）。

ヘ 試験研究費の額は、以前の繰延資産に掲げられていた試験研究費のように、特別に支出するものであることは要求されていない。

法人税法施行令（平成19年4月1日改正前）

(繰延資産の範囲)

第十四条 法第二条第二十四号(繰延資産の意義)に規定する政令で定める費用は、法人が支出する費用(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)のうち次に掲げるものとする。

三 試験研究費(新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいう。)

ト 取得時から試験研究のために用いられる固定資産の償却費、除却損、譲渡損も含まれる。ただし、下記③の固定資産等に係る償却費、除却損、譲渡損は含まれない。

チ 人件費の範囲

(イ) 専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る（措令27の4⑦一）。

- (ロ) 事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、試験研究費に含まれない（措通42の4(2)－3）。

リ 経費の範囲

- (イ) 法人が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれる（措通42の4(2)－4）。
- (ロ) 特別償却準備金の積立額は含まれない（措通42の4(2)－4）。
- (ハ) 試験研究用固定資産の除却損又は譲渡損のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費に含まれないが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費に含まれる（措通42の4(2)－5）。

ヌ 次のものは、試験研究費には含まれない（措通42の4(1)－2）。

- (イ) 人文科学及び社会科学に係る活動
- (ロ) リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動
- (ハ) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更
- (ニ) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓
- (ホ) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案
- (ヘ) (ホ)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作
- (ト) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
- (チ) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
- (リ) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
- (ス) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
- (ル) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
- (ヲ) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
- (リ) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- (カ) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集

③ 新たな役務の開発に係る試験研究費（IoT、ビッグデータ、AI等に係る試験研究費）

イ 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として損金算入された金額で、次のいずれか

に該当するもの（措法42の4⑧一イ(2)、措令27の4③）

(イ) 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

(ロ) (イ)の収集に係る情報又は同号の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として財務省令で定めるもの

(ハ) (ロ)の分析により発見された法則を利用した当該役務の設計

(ニ) (ハ)の設計に係る同号に規定する法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及び当該法則を利用した当該役務が当該目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

ロ 次のものは、試験研究費には含まれない（措通42の4(1)―2）。

(イ) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動

(ロ) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

ハ 創設の趣旨

(イ) I o T、ビッグデータ、A I等を活用した「第4次産業革命」(※)が進行中、こうした技術を利用する新たなビジネスの創出を後押しすることが必要として、研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発が新たに追加された。

※ 第1次産業革命：18世紀・イギリス・蒸気機関による機械化

第2次産業革命：20世紀初期・アメリカ・電気エネルギーによる大量生産

第3次産業革命：20世紀後期・コンピュータによる自動化

第4次産業革命：2015年～・A I（人工知能 artificial intelligence）による自律化

ニ 適用例

(イ) ヘルスケアサービス：センサーにより個人の運動や睡眠状況、心拍等の情報を収集・分析 ⇒ 各個人に最適なフィットネスプランや食事プラン等を提供

(ロ) 自然災害予測サービス：ドローンにより山地の地形や降雪状況等を収集・分析 ⇒ 的確な自然

災害予測を提供

- (ハ) 農業支援サービス：センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析 ⇒ 効果的な農作業情報を配信

ホ 制度創設時の解説

平成29年度税制改正の解説（財務省ホームページ）

(5) 試験研究費の範囲の見直し

試験研究費に下記①の試験研究のために要する下記②の費用が追加されました（措法42の4⑧一、措令27の4②③、措規20①②）。

① 試験研究

対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の全てが行われる場合におけるそれぞれ次のもの（措令27の4②、措規20①）

（注1）「対価を得て提供する新たな役務の開発」に該当するためには、その開発を行う法人にとって従来提供してこなかった「新たなサービス」を「対価を得て提供する」ことが必要であることから、既存のサービスの改良、効率化等又は自社の業務・費用効率の改善等は、対価を得て提供する新たな役務の開発には該当しません。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

（注）これは、例えば、自然災害を予測するサービスの開発に向け、ドローンに搭載されたセンサー等を用いて、山岳地域の地形や降雪状況、気温等の情報を自動的に大量に収集すること等が該当すると考えられます。

ロ 上記イの収集に係る情報又は上記イの取得に係る情報について、一定の法則を発見するために、これらの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（以下「情報解析専門家」といいます。）により情報の解析を行う専用のソフトウェアを用いて行われる分析

（注1）情報処理とは、情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいいます。

（注2）専用のソフトウェアには、情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、その専用のソフトウェアに準ずるものを含むこととされています。例えば、情報解析に特に優れたAIや情報解析用にカスタマイズされた汎用ソフトが考えられます。

（注3）関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

ハ 上記ロの分析により発見された法則を利用したその役務の設計

ニ 上記ハの設計に係る上記ハの法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務

がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

(注2) 「サービス開発」の事例については、上記の要件を満たすかどうかを個別に判断する必要があるため、具体的に示すことは困難ですが、換言すれば、例えば、いわゆる「フィンテック」に係る開発であっても、上記の要件を満たすものであれば、「サービス開発」に該当すると考えられます。

② 費用

上記①に係る次の費用（措令27の4 ③、措規20②）

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費

(注1) 人件費は、情報解析専門家でその専門的な知識をもって上記①の試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています（措令27の4③二イ、措規20②）。

(注2) 経費のうち、外注費にあつては、上記の原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除きます。）に限ることとされています。つまり、外注先における費用であっても自社において対象となる費用の範囲と同じ範囲とするものですが、外注先で再度外注先に支出される費用は、対象となりません。

ロ 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用

(注) 費用は、上記イの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ることとされています。

④ 棚卸資産、固定資産、繰延資産の取得価額等に含まれる研究開発費

イ 棚卸資産、固定資産の取得、又は繰延資産となる費用の支出に伴って、研究開発費として損金経理をした金額で、棚卸資産、固定資産の取得費、又は繰延資産の額に算入される金額で次のものをいう（措法42の4⑩一ロ）。

(イ) 試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費

(ロ) 他の者に委託して試験研究を行う法人が、委託を受けた者に支払う費用

ロ 「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれる（措通42の4(1)一3）。

ハ 改正の背景と目的

企業のDXを促進する観点からは、ソフトウェア分野における研究開発を支援することも重要である

ため、研究開発税制において、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの普及が拡大していることも踏まえ、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用について、本税制の対象に追加する。

＜税制改正大綱「令和3年度税制改正の基本的考え方」＞

ニ 従来から、パッケージソフトウェアをCD-ROM等で販売する場合は、製品マスターの制作費がソフトウェアの取得費になり、それまでに発生した費用はすべて企業会計上も法人税法上も研究開発費とする処理が認められている。

ホ これに対して、SaaS (Software as a Service) など、ソフトウェアをクラウド上で提供する場合は、役務提供のためのソフトウェアとして自社利用目的のソフトウェアに該当するため、会計上は研究開発費に該当するものの、法人税法上は資産として扱われる場合がある。

ヘ 令和3年度の改正により、会計上は研究開発費として費用に計上した上で、法人税法上は申告調整によって資産の取得費として扱われたものについて、研究開発税制の対象に含めることができるようにされた。

ト 法人税法上は損金の額に算入されないが、研究開発税制の対象に含めることができる点が特徴といえる。

ソフトウェア制作費の会計・税務処理（イメージ）

ソフトウェアの制作目的	自社利用目的（※） （ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が明らかと認められるか）			市場販売目的 （製品マスターの制作費）		
	認められない	不明	認められる	研究開発の終了時点	研究開発終了後	
					製品マスターの制作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産 （著しい改良は研究開発費）
税務処理	費用	資産		費用	資産	

○法人税基本通達7-3-15の3（抄）
（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）
7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。
② 研究開発費の額（自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。）

※ 例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。

＜令和2年12月自民党税制調査会配付資料より＞

VII 令和6年4月決算（6年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目

1 特定資産の買換えの場合等の課税の特例（適用要件の厳格化）

5年度改正

措法65の7①（特定資産の買換えの場合の課税の特例）

【令和6年4月1日以後に譲渡する資産から適用】

① 改正の背景と目的

本制度は、土地政策又は国土政策の観点から、特定の地域からの追い出し促進や、土地の有効利用促進といった政策目的を達成するための買換えについて課税の特例を認めるものですが、土地等の売買取引を多く行う大企業等において、申告時にその売買取引を並べた上で各措置の要件に合致する譲渡資産と買換え資産の組み合わせを事後的に作成し、適用を受けるという実態があることが指摘されていました。制度の適用期限を延長するに当たっては、このような状況を是正し、本制度をインセンティブ措置として適切に機能させる必要があることから、令和5年度税制改正では、譲渡（又は取得）後一定期間内に本制度の適用及び適用を受ける買換え（譲渡資産と買換え資産の組み合わせ）に関する事項の届出を適用要件とすることとされました。

<財務省「令和5年度税制改正の解説」>

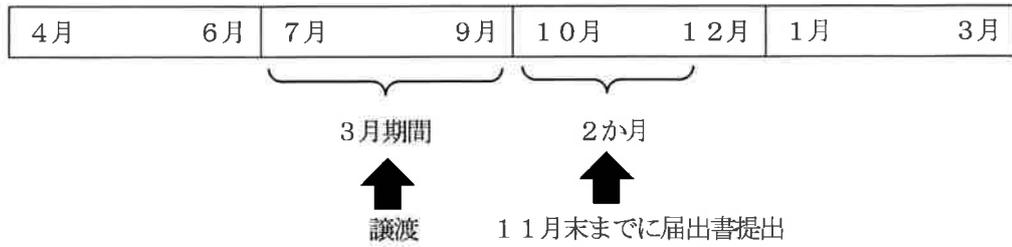
② 改正の概要

イ 譲渡資産の譲渡日又は買換え資産の取得日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に、本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に届け出ることが適用要件に加えられた。

ロ 先行取得の場合、特別勘定を設けた場合、特定の資産を交換した場合は除かれる。（先行取得の場合と特別勘定を設けた場合は、既に届出書の提出が規定されているため。）

ハ 上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

ニ 3月決算法人の場合の例



ホ 措置法65条の7第1項柱書きの内容（関係部分以外のかっこ書きは省略）

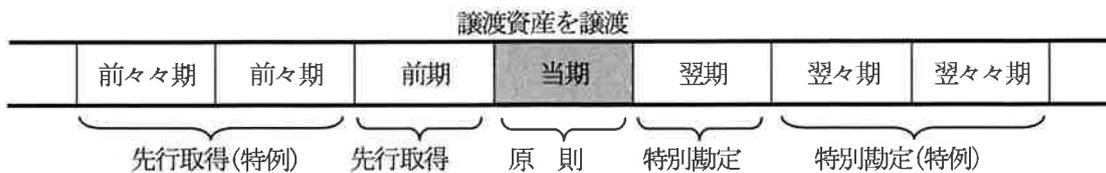
（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人が、昭和四十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間内に、その有する資産で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

ヘ 宥恕規定は設けられていない。

ト 圧縮記帳の処理誤りについては、圧縮記帳の目的が課税の繰延べであることから、税額の回復が可能であるとして、税理士職業賠償保険の対象にはされていない。

チ 譲渡資産の譲渡時期と買換資産の取得時期との関係（参考）



◎ いずれの場合も、取得した日から1年以内に事業の用に供しなければならない。

特定の資産の買換えの場合の課税の特例
の適用に関する届出書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

納 税 地

(フリガナ)

法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

〒

電話() -

〒

業

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

事業年度において取得をする下記の資産につき、

- 租税特別措置法第65条の7第1項又は9項
 - 租税特別措置法第65条の7第3項
- (同条第10項において準用する場合を含む)

の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

譲渡日又は取得日を含む 3 月 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 譲渡見込資産 <input type="checkbox"/> 取得見込資産	種 類			
	構 造 又 は 用 途			
	規 模			
	所 在 地			
	譲渡(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲 渡 価 額	円	円	円
	帳 簿 価 額	円	円	円
<input type="checkbox"/> 取得見込資産	種 類			
	構 造 又 は 用 途			
	規 模			
	所 在 地			
	取得(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額	円	円	円
	租税特別措置法第65条の7 第1項の番号の区分	号	号	号
その他参考となるべき事項				

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	--------

05.06 改正

(規格 A 4)

特定の資産の買換えの場合の課税の特例 の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の7第1項若しくは9項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）又は同条第3項（同条第10項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、以下の期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
 - (1) 措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受ける場合
措置法第65条の7第1項の表の各号の上欄に掲げる資産（以下「譲渡資産」といいます。）を譲渡した日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産（以下「買換資産」といいます。）の取得をした場合は、その取得の日）を含む3月期間の末日の翌日から2月以内
※ 3月期間とは、事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）をいいます。
 - (2) 措置法第65条の7第3項の規定の適用を受ける場合
買換資産の取得の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

 - (1) 措置法第65条の7第1項、第3項又は第9項のうち、適用を受ける規定に応じて該当する口にレ印を付してください。
 - ㉮ 措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受ける旨の届出をした法人（「取得資産」及び「譲渡見込資産」について届け出る法人に限ります。）が、譲渡見込資産の譲渡を買換資産の取得の日の属する事業年度内にできなかった場合に同条第3項の規定の適用を受けようとする場合は、改めて同項の規定の適用を受ける旨を届け出ていただく必要がありますので留意してください。
 - (2) 「譲渡日又は取得日を含む3月期間」欄には、譲渡資産の譲渡の日又は買換資産の取得の日のいずれか早い日を含む3月期間を記載してください。

なお、措置法第65条の7第3項の規定の適用を受ける場合には記載不要です。
 - (3) 「譲渡資産」若しくは「譲渡見込資産」又は「取得資産」若しくは「取得見込資産」について、それぞれ該当する口にレ印を付してください。

なお、「譲渡見込資産」の口にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄、譲渡価額欄及び「帳簿価額」欄を、「取得見込資産」の口にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄及び「取得価額」欄を、それぞれ記載する必要はありません。
 - (4) 「種類」欄及び「構造又は用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (5) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装

置等にあつては処理能力等を記載してください。

- (6) 「所在地」欄は、その資産が船舶である場合は記載する必要はありません。
- (7) 「帳簿価額」欄は、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を記載してください。
- (8) 「租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分」欄は、取得をした又は取得をする見込みである資産のその適用に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

措置法 65 条の 7 第 1 項	譲渡した事業年度と取得事業年度が同じ場合
同 第 3 項	先行取得資産の特例を受ける場合
同 第 9 項	買換資産を適格分割、適格現物出資、適格現物分配によって移転する場合

2 中小企業等事業再編投資損失準備金制度の拡大 6年度改正

措法56 措令32の3 措規21の2 (中小企業事業再編投資損失準備金)

【特別事業再編計画に基づくものについては、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に認定特別事業再編計画による株式又は出資を購入した場合に適用、それ以外の株式等については、令和3年8月2日から令和9年3月31日までの間に事業承継に係る経営力向上計画の認定を受けて他の法人の株式又は出資を購入した場合】

① 改正の背景と目的

「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。

こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。

具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。

こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

<税制改正大綱「令和6年度税制改正の基本的考え方」>

② 拡大枠に対する改正の概要

イ 令和3年度税制改正において、中小企業がM&Aによって取得した株式について簿外債務や偶発債務が将来顕在化することによるリスクに備えるため、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けて他の法人の株式等を購入によって取得した場合には、その株式等の取得対価の額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てた額を損金の額に算入し、その5年後から5年間で均等に取り崩して益金の額に算入する制度が創設された。

ロ 今回の改正において、グループ化に向けた複数回のM&Aを念頭に置いた産業競争力の改正に対応するため、従来の制度に加えて「拡充枠」として積立限度額を増大するなどの見直しが行われた。

ハ 産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が対象になる。

ニ 認定を受けた特別事業再編計画に従って、他の法人の株式等を購入するM&Aを行い、取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に適用が認められる。

ホ 将来、取得した法人に関して簿外債務や経営統合リスク等の発生によって株式等の価格が低落することによる損失に備えるため、中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入が認められる。

ヘ 損金算入限度額は、グループ化に向けた複数のM&Aによる取得に備えるために、株式の取得価額に対して1社目は取得価額の90%、2社目以後は100%（従来制度は70%）とされる。

ト 中小企業等事業再編投資損失準備金は、拡充枠については10年間据え置いた後、5分の1ずつを均等に取り崩して益金の額に算入する。

チ 中小企業等事業再編投資損失準備金は、繰越利益剰余金の取り崩しによって純資産の部に積み立て、申告調整によって損金算入を行う。

(2-2) 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 拡充・延長

(法人税・法人住民税・事業税)

- **成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることが期待される中、グループ化に向けて複数回のM&Aを実施する場合、簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクが課題。**
- **こうしたリスクも踏まえ、現行の中小企業事業再編投資損失準備金を拡充・延長し、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回M&Aを集中的に後押しするため積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設する。**

改正概要 ※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】

＜グループ化に向けた複数回のM&A＞

株式取得

1回目 2回目 3回目...

グループ一体での成長を実現

中小 中堅 大企業

【益金算入】

【損金算入】

積立

5年間均等取崩

据置期間後に取り崩し

【現行制度^{※1,2}】 ①中小企業による株式取得価額の70%までを積立

②据置期間(5年間)

【拡充枠】 中堅・中小企業の複数回M&Aを後押し^{※3,4}

①積立率の上限拡大 (2回目90%・3回目以降100%)

②据置期間の大幅な長期化 10年間

※1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。

※2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。

※4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

17

＜経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について＞

3 交際費課税制度 6年度改正

措法61の4 措令37の5 (交際費等の損金不算入)

【令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用】

イ 少額飲食費の範囲が1人当たり1万円以下 (改正前5,000円以下) に引き上げられた。

VIII 令和6年10月決算（6年10月1日以後終了年度）から適用される主な項目

1 中小企業倒産防止共済に再加入した場合の損金算入の制限

6年度改正

措法66の11①二、②（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

【令和6年10月1日以後に解除した共済契約ら適用】

① 改正の概要

イ 中小企業倒産防止共済掛け金の損金算入の特例について、事業者がその共済契約を解除した後に、再び共済契約を締結した場合には、その事業者がその解除の日から2年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、損金算入の特例が適用できないこととされる。

ロ 倒産防止共済掛金の掛金については、保険料等として費用処理しているケースが見受けられるが、解約をした場合には掛金相当額が事実上返戻されることから、掛捨て型の保険ではなく積立型の保険といえ、本来は掛金を資産に計上したうえで申告調整によって損金算入することが本来の処理といえる。

ハ 倒産防止共済掛金を支払った場合には、必ず、別表10（7）の添付が必要とされる。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）〈抄〉

第66条の11 法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二条第二項に規定する共済契約に係る掛金

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該法人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

別表十(七) 令六・四・一以後終了事業年度分

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書		事業年度	法人名
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		医業又は歯科医業に係る経費の額
損金算入限度額 (16) (11)の金額が7,000万円超である場合は0)	3		同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額
			損金算入額 (3) - (5)
損金算入限度額の計算			
社会保険診療報酬に係る収入金額		法定経費率による経費の額	
2,500万円以下の金額	7	円	(7) × $\frac{72}{100}$
2,500万円を超え 3,000万円以下の金額	8		(8) × $\frac{70}{100}$
3,000万円を超え 4,000万円以下の金額	9		(9) × $\frac{62}{100}$
4,000万円を超え 5,000万円以下の金額	10		(10) × $\frac{57}{100}$
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11		計 (12) + (13) + (14) + (15)

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除に関する明細書			
肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算
肉用牛の売却に係る経費の額	18		肉用牛の売却に係る収益の額
譲渡原価の額 (17) + (18)	19		譲渡原価の額 (19)
			特別控除額 (20) - (21)

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書			
基金に係る法人名	23		
基金の名称	24		
告示番号	25	第 号 第 号 第 号 第 号 第 号	
当期に支出した負担金等の額	26	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27		

IV 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書			
特定業績連動給与の支給を受ける役員 の氏名	28		計
特定業績連動給与の算定方法に係る報酬委員会の決定等をした日	29	・	・
特定業績連動給与の額	30	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	31		

IX 令和7年3月末決算（6年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目

1 賃上げ促進税制の見直し 6年度改正

措法42の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

【令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

① 改正の背景と目的

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

具体的には、従来の大企業のうち、物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。

また、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

一方で、中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。

こうした観点から、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。

具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。

また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

これらの措置に加え、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする。具体的には、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、令和4年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じ

た上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする。

併せて、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。

これにより、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30%から見直し後は35%に、中小企業については、現行の40%から見直し後は45%に引き上がることとなる。その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでなく「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となる。

中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素となる。こうした観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大することとする。

また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対し、その活用を促す等の観点から、特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化する。

構造的・持続的な賃上げの動きを拓げていくことは、日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことのできない要素である。企業が支払う賃金は、賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大35～45%を税額控除する本税制は、税制としては異例のものである。

賃上げを思い切って後押しするためにこうした異例の措置を講じている中、企業に対しては、新たに強化された賃上げ促進税制を活用し、賞与や一時金だけではなく、ベースアップによって、強力に賃上げを実現することを期待したい。

<税制改正大綱「令和6年度税制改正の基本的考え方」>

② 改正の概要（大企業向け）

イ 雇用者給与等支給額(※)の対前年増加額に乗ずる控除率は、「継続雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「仕事と子育ての両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者（役員及びその親族を除く）に対するすべての給与の額をいう。

ロ 継続雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（かつこ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
3%以上	10% (15%)
4%以上	15% (25%)

5%以上	20%
7%以上	25%

ハ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（カッコ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
10% (20%) 以上 (※)	5%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ニ 両立支援（くるみん）または女性活躍支援（えるぼし）の水準

(種類)	(水準)	(控除率)
両立支援（くるみん）	プラチナ	5%
女性活躍支援（えるぼし）	プラチナ	5%

くるみん：次世代育成支援対策推進法による認定

えるぼし：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律による認定

ホ 最高の控除率は、35% (25%+5%+5%) になる。

ヘ 法文上は、大企業への制限はなく、すべての法人が適用の対象になる。

ト 控除上限は、法人税額の20%とされる。

③ 改正の概要（中堅企業向け）

イ 中堅企業とは、常時使用する従業員数が2,000人以下の企業をいう。

ロ 雇用者給与等支給額(※)の対前年増加額に乗ずる控除率は、「継続雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者（役員及びその親族を除く）に対するすべての給与の額をいう。

ハ 継続雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（カッコ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
3%以上	10% (15%)
4%以上	25% (25%)

ニ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（カッコ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
10% (20%) 以上 (※)	5%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ホ 両立支援（くるみん）または女性活躍支援（えるぼし）の水準

(種類)	(水準)	(控除率)
両立支援（くるみん）	プラチナ	5%
女性活躍支援（えるぼし）	3段目以上	5%

ヘ 最高の控除率は、35% (25%+5%+5%) になる。

ト 法文上は、資本金が1億円以下の法人も適用の対象になる。

チ 控除上限は、法人税額の20%とされる。

④ 改正の概要（中小企業向け）

イ 中小企業とは、原則として資本金1億円以下の法人、又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人企業をいう。

ロ 雇用者給与等支給額 (※) の対前年増加額に乗ずる控除率は、「雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者（役員及びその親族を除く）に対するすべての給与の額をいう。

ハ 雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（かっこ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
1.5%以上	15% (15%)
2.5%以上	30% (30%)

ニ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（かっこ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
5% (10%) 以上 (※)	10%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ホ 両立支援（くるみん）または女性活躍支援（えるぼし）の水準

(種 類)	(水 準)	(控除率)
両立支援 (くるみん)	トライ以上	5%
女性活躍支援 (えるぼし)	2段目以上	5%

へ 最高の控除率は、45% (30%+10%+5%) になる。

ト 控除上限は、法人税額の20%とされる。

チ 控除できなかった額については、5年間の繰越し可能とされる。ただし繰越し額を控除する年度において、雇員給与等支給額が前年度よりも増加していることが必要。

リ 最高の控除率である45%の適用を受けるためには、給与等の増加額の2.25倍の法人税額が必要になる。

$$\text{法人税額} \times 0.2 \geq \text{雇員給与等支給増加額} \times 0.45$$

$$\text{法人税額} \geq \text{雇員給与等支給増加額} \times 2.25$$

雇員給与等支給増加額が100万円とした場合に必要とする法人税額：225万円

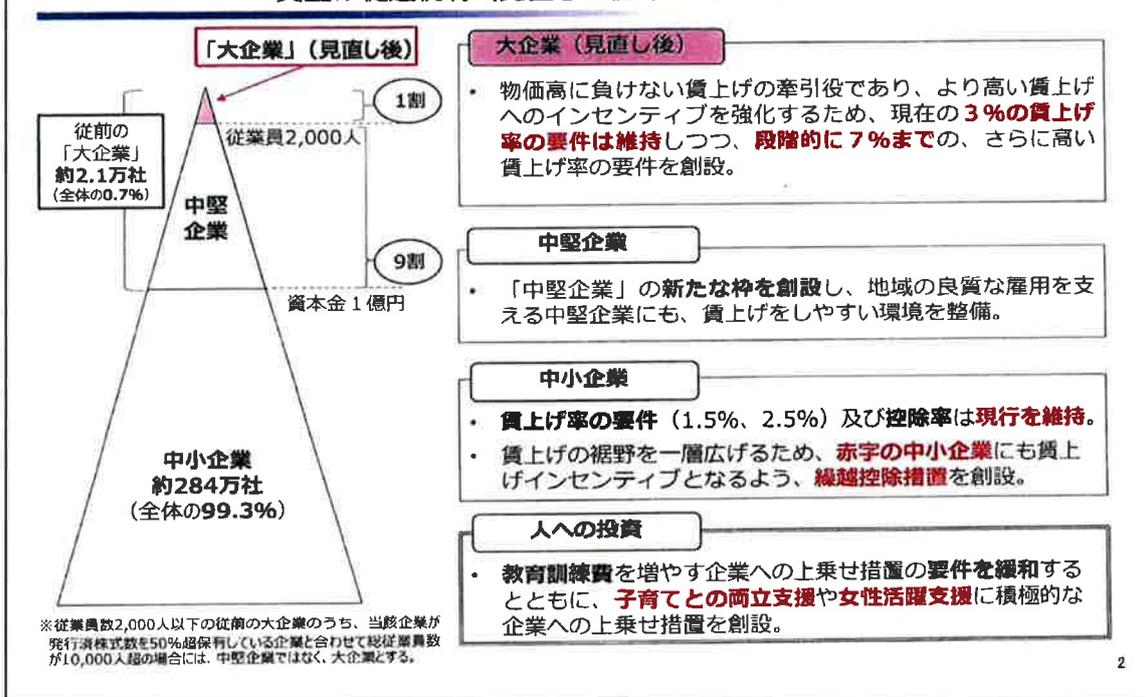
法人税額が225万となるためには、所得金額が1,252.6万円必要

$$800\text{万円} \times 15\% = 1,200,000\text{円}$$

$$452.6\text{万円} \times 23.2\% = 1,050,000\text{円}$$

$$\text{計} \quad \quad \quad 2,250,000\text{円}$$

賃上げ促進税制（見直しの基本的考え方）（案）



<令和6年度改正/自民党税制調査会配布資料より>

⑥ 仕事と子育ての両立や女性活躍支援の促進

- 仕事と子育ての両立や女性の活躍推進に積極的な企業へのインセンティブをどうすべきか。

○くるみん

（概要）仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定

	認定基準（一部抜粋）	
	男性育休取得率	女性育休取得率
トライくるみん	7%	75%
くるみん	10%	75%
プラチナくるみん	30%	75%

○えるぼし

（概要）女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する認定

	基本の5つの基準	認定基準（一部抜粋）
	えるぼし（1段階目）	1.採用 （男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上）
えるぼし（2段階目）	2.継続就業 （女性の平均勤続年数が男性の7割以上等）	5基準のうち3つ又は4つを充足
えるぼし（3段階目）	3.労働時間等の働き方 （平均残業45h/月未満等）	5基準全て充足
プラチナえるぼし	4.管理職比率 （女性の管理職比率が産業平均以上） 5.多様なキャリアコース （正社員への転換、子育て世代女性の正社員採用）	5基準全て充足（通常のえるぼし基準よりも厳しい基準：女性の平均勤続年数が男性の8割以上、女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上等）かつ行動計画の目標の達成が義務

<令和6年度改正/自民党税制調査会配布資料より>

X 令和7年4月決算（7年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目

1 中小企業投資促進税制(特別償却型)の延長 7年度改正

措法42の6、措令27の6、措規20の3（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

【令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用】

令和7年度税制改正において適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用されています。

制度の内容は、「IV 令和5年4月決算（5年4月1日以後終了年度）から適用される主な項目」をご参照ください。

延長

中小企業投資促進税制の延長 （所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 <small>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</small>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 <small>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く</small> ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

16

<令和7年度改正/中小企業庁資料>

2 中小企業経営強化税制(即時償却型)の見直しと拡充 7年度改正

措法42の12の4、措令27の12の4、措規20の9(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

【令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用】

令和7年度税制改正において見直しと拡充が行われた上で、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合に適用されています。

ここでは、令和7年度改正に改正された部分を中心に取り上げています。

制度の概要については、「IV 令和5年4月決算(5年4月1日以後終了年度)から適用される主な項目」をご参照ください。

① 改正の背景と目的

中小企業は、雇用の7割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築する。同税制は、EBPM等の視点を踏まえ、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を2年延長する。

<税制改正大綱「令和7年度税制改正の基本的考え方」>

② 改正の概要

イ A類型について、工業会が旧モデルに対して年平均1%以上向上していることの証明について、その指標が次のいずれかとされる。

- (イ) 単位時間当たり生産量
- (ロ) 歩留まり率
- (ハ) 投入コスト削減率

ロ B類型の要件について、次のように見直される

改正後	従前
投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること	投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであること

ハ C類型（デジタル化設備）が廃止される。

注) C類型はコロナ特例によって、リモートワーク環境を整えるために取得する設備を対象として設けられた。

ニ 暗号資産マイニング業の用に供する設備が除外される。

ホ 売上高100億円を目指す中小企業として一定のものについて、建物とその附属設備について取得価額の15%若しくは25%の特別償却又は1%若しくは2%の特別税額控除を設けるなど経営規模拡大設備に対する特例が、B類型の中に設けられる。

ヘ 適用期限が2年延長される。

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 適用期限を2年間延長。(令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加する。
- 建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。
- 現行措置について、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直しを行う。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※単位時間当たりの生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※計画に基づく期間、投資計画中の原価の減価償却期間に含む</small>	経済産業局	器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) <small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を負するものに限る)</small>	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 売上高成長率年平均10%以上を目指す 前年度売上高10億円超30億円未満 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 償上げ率2.5% OR 5.0%以上等 <small>※成長計画の達成を目的とした法人は、投資計画の期間中は中小企業控除促進税額控除・少額減価償却資産の特例の適用不可。</small>		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) <small>(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</small> <small>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</small>	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、新築業のうち、販売を行うことが見込まれる種類の量が占める割合が2分の1を超過する発電設備を除く。また、発電設備等について税額控除を適用する場合は、営業方向計画の認定申請時に報告書を作成する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

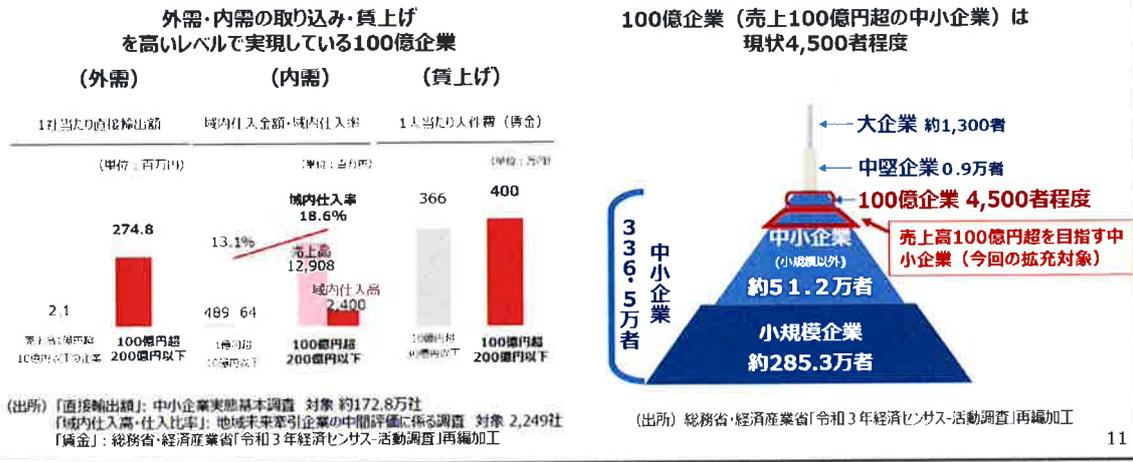
※3 ソフトウェアについては、専ら研究開発のための開発、開発研究用のための、サーバー用以外のクラウドサービスのものなどを含む。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものに限る）、の用に供する資産でその種類の法定名称を全部の名称に含み、又は相対的マイニング業の用に供する資産を除く。

10

(参考) 100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

- 売上100億円超の中小企業（100億企業）は高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する存在。経済成長を実現する上で、各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要。
- さらに、100億企業は中堅企業へのパスになるが、現状4,500者程度と推計され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備を行い、更なる100億企業を創出をする。



<令和7年度改正／中小企業庁資料>

(参考) 100億企業に成長した企業、目指す企業の例

100億企業に成長した企業

前田工織 (福井・土木資材)
従業員数: 1,238人
売上高: 84億円(2001年)→432億円(2021年)

● 地方メーカー17社をM&A。
● ある会社の工場閑散期に別会社の製品の製造を始めて稼働率を上げる等、**異質な事業のM&Aからシナジーを創出。**

(出所) 中小企業庁によるヒアリングに基づき作成

100億企業を目指す企業

石野製作所 (石川・寿司コンベア製造) フジワラテクノアート (岡山・醸造機械製造)
従業員数: 194人
売上高: 55億円(2019年)→101億円(2023年)

● 地場産業である繊維用機械の金属部品加工業から**業種転換し、回転寿司コンベアシステムの国内トップ企業**に。
● コロナで飲食業界が打撃を受ける中、非接触に対応した製品を開発し、売上高を急伸。

従業員数: 148人
売上高: 46億円(2021年)

● 麴の製造装置の国内シェア80%を実現。フルオーダーメイド、アフターフォローの徹底等**他社が追従できないトータルサービス**を提供。
● 企業のビジョンや価値に紐づく部門・個人別のビジョンを策定・浸透させ、**女性をはじめ多様な人材が活躍できる環境**を整備。

<令和7年度改正／中小企業庁資料>

3 先端設備導入計画に基づいて取得する機械装置等に対する固定資産税等の軽減 **7年度改正**

(1) 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。

② 当該機械・装置等に係る課税標準を、次のとおり（現行：最初の3年間価格の2分の1（雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるものは最初の5年間価格の3分の1、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4年間価格の3分の1））とする。

イ 雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の3年間価格の2分の1

ロ 雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の5年間価格の4分の1

<令和7年度税制改正の大綱（閣議決定）>

① 改正の背景と目的

<「令和7年度税制改正の基本的考え方」から再掲>

あわせて、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、その適用期限を2年に限り延長する。

<税制改正大綱「令和7年度税制改正の基本的考え方」>

② 改正の概要

イ 雇用者給与等支給額の引上げを要件とし、引き下げ幅が拡大される。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長 拡充・延長
 (固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<p><全体のスキーム></p> <div style="text-align: center;"> <p>国 (基本方針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p> <p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p> <p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p> </div>	特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
	計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
	対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
		①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上		
	③器具備品	30万円以上		
	④建物附属設備	60万円以上		
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明に関する記載あり → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明に関する記載あり → 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。			
適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)			

28

<令和7年度改正/中小企業庁資料>

4 リースに関する会計基準の適用に伴う対応

① 改正の概要（リース取引）

イ 「リース取引に関する会計基準」は平成19年にファイナンスリース取引を対象に制定されて適用されてきたが、国際会計基準審議会がオペレーティングリース取引も含むすべてのリース取引について資産・負債の計上を求めたことから、わが国においても「リースに関する会計基準」が令和6年9月に企業会計基準委員会から公表され、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。ただし令和7年4月1日以後に開始する事業年度からの早期適用も認められている。

ロ ファイナンスリース取引もオペレーティングリース取引も同様に適用される。

ハ 処理の基本的な流れは、次のようになる。

(イ) 支払う各リース料について、割引率を適用してリース開始時の現在価値を求め、その総額を負債に（リース負債(※)）を計上し、同額を資産に（使用権資産）を計上する。

※ リース債務ではない。

(ロ) リース料を支払うつど、（リース負債）残高に割引率を乗じて（支払利息）を計上し、支払額との差額を（リース負債）から減じる。

(ハ) 決算時に（使用権資産）の減価償却を行う。減価償却の方法は自己が所有する資産と同様に選択する。

(ニ) リース会計は借手側だけに適用され、リース負債は借手側の認識と測定に過ぎず、貸手との債務ではないので、貸手側は受取利息を認識する必要はなく従来どおりの処理でよい。

(ホ) 設例による具体例

① 条件

リース期間 5年間

支払条件 各年度末に100万円を5年間支払う。

割引率 5%

② リース負債の算出（リース開始時における各リース料の現在価値）

i 1年目の支払分 $100\text{万円} / 1.05 = 952,381$

ii 2年目の支払分 $952,381 / 1.05 = 907,030$

iii 3年目の支払分 $907,030 / 1.05 = 863,838$

iv 4年目の支払分 $863,838 / 1.05 = 822,703$

$$\vee \text{ 5年目の支払分 } 822,703 / 1.05 = 783,527$$

$$\text{リース料の現在価値合計} \quad 4,329,479$$

③ リース負債の計上 (リース契約時)

$$(\text{使用権資産}) 4,329,479 \quad / \quad (\text{リース負債}) 4,329,479$$

④ リース料支払時の処理

$$1 \text{ 年目 } \text{支払利息の額} \quad 4,329,479 \times 5\% = 216,474$$

$$\text{リース負債の償却額} \quad 1,000,000 - 216,474 = 783,526$$

$$\text{リース負債の残高} \quad 4,329,479 - 783,526 = 3,545,953$$

$$\begin{array}{l} \text{仕訳} \quad (\text{リース負債}) 783,526 \quad / \quad \text{現金預金} 1,000,000 \\ \quad \quad (\text{支払利息}) 216,474 \end{array}$$

$$2 \text{ 年目 } \text{支払利息の額} \quad 3,545,953 \times 5\% = 177,298$$

$$\text{リース負債の償却額} \quad 1,000,000 - 177,298 = 822,702$$

$$\text{リース負債の残高} \quad 3,545,953 - 822,702 = 2,723,251$$

$$\begin{array}{l} \text{仕訳} \quad (\text{リース負債}) 822,702 \quad / \quad \text{現金預金} 1,000,000 \\ \quad \quad (\text{支払利息}) 177,298 \end{array}$$

$$3 \text{ 年目 } \text{支払利息の額} \quad 2,723,251 \times 5\% = 136,163$$

$$\text{リース負債の償却額} \quad 1,000,000 - 136,163 = 863,837$$

$$\text{リース負債の残高} \quad 2,723,251 - 863,837 = 1,859,414$$

$$\begin{array}{l} \text{仕訳} \quad (\text{リース負債}) 863,837 \quad / \quad \text{現金預金} 1,000,000 \\ \quad \quad (\text{支払利息}) 136,163 \end{array}$$

$$4 \text{ 年目 } \text{支払利息の額} \quad 1,859,414 \times 5\% = 92,970$$

$$\text{リース負債の償却額} \quad 1,000,000 - 92,970 = 907,030$$

$$\text{リース負債の残高} \quad 1,859,414 - 907,030 = 952,384$$

$$\begin{array}{l} \text{仕訳} \quad (\text{リース負債}) 907,030 \quad / \quad \text{現金預金} 1,000,000 \\ \quad \quad (\text{支払利息}) 92,970 \end{array}$$

$$5 \text{ 年目 } \text{支払利息の額} \quad 952,384 \times 5\% = 47,619$$

$$\text{リース負債の償却額} \quad 1,000,000 - 47,619 = 952,381$$

$$\text{リース負債の残高} \quad 952,384 - 952,381 = 3 \rightarrow \text{過去の支払利息端数差額}$$

$$\begin{array}{l} \text{仕訳} \quad (\text{リース負債}) 952,384 \quad / \quad \text{現金預金} 1,000,000 \\ \quad \quad (\text{支払利息}) 47,616 \end{array}$$

⑤ 使用権資産の減価償却

(省略)

ニ 法人税法上は、オペレーティングリース取引によって支払う金額について、その金額のうち債務の確定した金額について、債務の確定した日の属する事業年度において損金の額に算入する。

法人税法

[各事業年度の所得の金額の計算の通則]

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 <略>

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

<第4項以下略>

法人税基本通達

(債務の確定の判定)

2-2-1-2 法第22条第3項第2号(損金の額に算入される販売費等)の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

	(売主)	(買主)
取引対象物	引渡義務	受領権
取引代金	受領権	支払義務

ホ 法人税法上は、ファイナンスリース取引もオペレーティングリース取引も、従来と変化はない。

ヘ 残価保証額が設定されている所有権移転外リース取引の減価償却について、取得価額から残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされる。

- (イ) 所得税についても同様とされる。
- (ロ) 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引から適用される。
- (ハ) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引についても、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用できる経過措置が設けられる。

XI 令和8年3月末決算（7年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目

1 中小企業者等の法人税の軽減税率 7年度改正

措法42の3の2

① 改正の背景と目的

中小企業の800万円までの所得にされる軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

今回の特例税率の見直しの対象となる極めて所得が高い中小企業等の多数は、一定の要件の下で、中小企業経営強化税制の拡充措置を活用することができ、その場合、特例税率の見直しを大きく上回るメリットを受けることができる。こうした税制面での対応により、地域経済における前向きな投資を後押しする。

<税制改正大綱「令和7年度税制改正の基本的考え方」>

② 改正の概要

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度は、17%に引き上げられる。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外される。
- ハ 適用期限が2年延長される。

2 企業版ふるさと納税制度の延長 7年度改正

措法42の12の2（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特
別控除）

【令和10年3月31日までの間に支出された特定寄付金に適用】

イ 適用期限が3年延長された。

ロ 企業版ふるさと納税の仕組み

約3割 損金算入による負担減 (国税+地方税)	4割 税額控除 (法人住民税+法人税)	2割 税額控除 (法人事業税)	1割 企業負担額
-------------------------------	---------------------------	-----------------------	-------------

寄附金の額

(イ) 寄附額のうち企業が実質的に負担する金額は、寄附額の10%程度とされる。

(ロ) ただし、法人住民税の税額控除額は法人税割額の20%が上限とされ、法人税の税額控除額は寄附額の1割が限度とされ、かつ法人税額の5%が上限になり、法人事業税の税額控除額は、法人事業税額の20%が上限になる。

(ハ) 企業版ふるさと納税制度は、1事業当たり10万円以上の寄附金が対象になる

3 事業税の外形標準課税 6 年度改正

イ 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人は、資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象になる。

ロ 減資した主な企業

法人名	減資前の資本金額	減資後の資本金額
出前館(料理宅配)	3億7572万円	1億円
日医工(後発薬大手)	359億7586万円	1億円
ぐるなび(飲食情報サイト)	2億5001万円	1億円
エイチ・アイ・エス(旅行)	247億9883万円	1億円
ペッパーフードサービス(外食)	9億2822万円	1000万円

資料出典：日本経済新聞（令和5年11月7日）

(2-6) 外形標準課税の見直し（事業税）

その他

- 外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、**課税対象を中小企業やスタートアップに広げるのではなく、大企業の減資や100%子法人等への対応として、以下①②の見直しを講ずる。**

- ①外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持する（外形標準課税の対象外である**中小企業・スタートアップは、引き続き対象外**）。ただし、**当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とする。**（令和7年4月1日施行予定）。
- ②**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則、対象とする。**ただし、**産業競争力強化法の改正を前提に、同法による認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間対象外とする。**また、新たに外形標準課税の対象となる法人について、従来の課税方式で計算した税額を超えた額のうち、一定の額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する（2年間の経過措置）（令和8年4月1日施行予定）。

令和6年度与党税制改正大綱

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(2) 外形標準課税

(略) 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。このような減資には、損失処理等に死せるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、**中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生しないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。**

まず、減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補完的な基準を追加する。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。**なお、このように**今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。**

加えて、親会社の信用力を背景に事業活動を行う子会社への対応として、**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。**

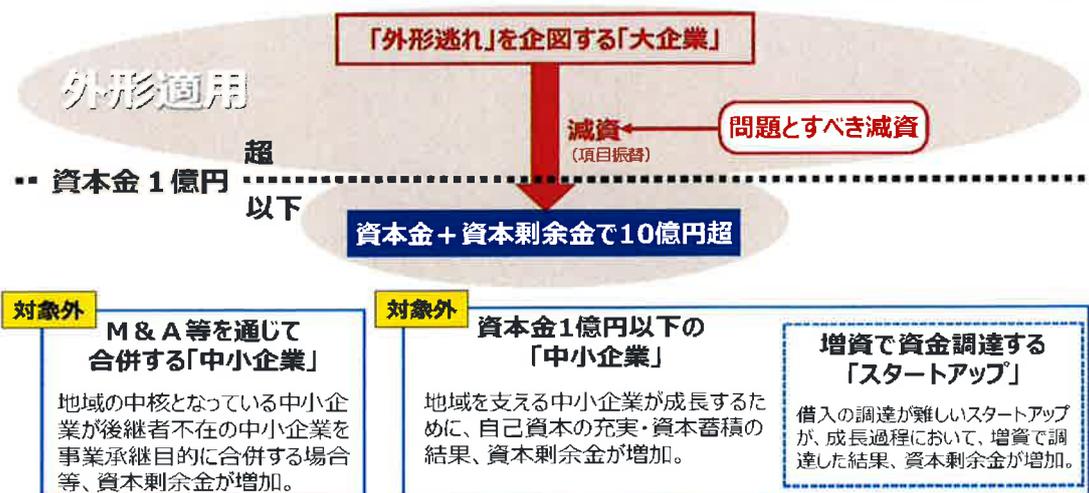
また、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。**

22

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(参考1) 外形標準課税の見直し(減資対応)の概要

- 外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資本金1億円以下)について、引き続き対象外(新設法人も、事業年度末日時点で資本金1億円以下であれば対象外)。
- ただし、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人(資本金1億円超)であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となる(令和7年4月1日施行予定)。



23

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

XII 令和9年3月末決算（8年4月1日以後開始年度）から適用される主な項目

1 研究開発税制 6年度改正

措法42の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

【令和8年4月1日以後に開始する事業年度に適用】

① 改正の概要

イ 試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外される。

ロ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、増減試験研究費割合がゼロ未満の事業年度につき、税額控除率を次のように見直される。

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$

（増減試験研究費割合が、 $\Delta 30\%$ の場合、税額控除率はゼロ）

令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$

（増減試験研究費割合が、 $\Delta 27.5\%$ の場合、税額控除率はゼロ）

令和13年4月1日以後に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 25\text{分の}8.5$

（増減試験研究費割合が、 $\Delta 25\%$ の場合、税額控除率はゼロ）

ハ 税額控除率の下限（改正前1%）が撤廃される。

2 防衛特別法人税の創設

7 年度改正

① 改正の背景と目的

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置等を講ずる。

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

<税制改正大綱「令和7年度税制改正の基本的考え方」>

② 改正の概要

イ 納税義務者

- (イ) 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。
- (ロ) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

ロ 課税の範囲

- (イ) 法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

ハ 税額の計算

- (イ) 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。
- (ロ) 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。
- (ハ) 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。
 - i 所得税額の控除
 - ii 外国税額の控除
 - iii 分配時調整外国税相当額の控除
 - iv 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
 - v 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算

vi 控除対象所得税額等相当額の控除

(二) 基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。

(注) 上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。

(ホ) 次の税額控除を行うこととする。

i 外国税額の控除

ii 分配時調整外国税相当額の控除

iii 控除対象所得税額等相当額の控除

iv 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

ニ 申告及び納付等

(イ) 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。

(注) 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用する。

(ロ) 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。

(ハ) 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

(ニ) 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。

(ホ) 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

ホ その他

- (イ) 質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

へ 適用関係

- (イ) 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

XIII 資 料

1 税理士法<抄>

(税理士の使命)

税理士法・第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

税理士法・第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されてい

る事項については、この限りでない。

- 3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

税士法・第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

- 2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

税士法・第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。)の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。